2025年度契約用　**重　要**

Good Living 友の会

グッドリビング友の会工事保険

会員様専用

建設工事保険、動産総合保険（水災危険担保特約付）、請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、超Ｔプロテクション（業務災害総合保険）、サイバーリスク保険

団体制度による割安*な保険料

様々な工事を補償

新築　増改築　改修　リフォーム　エクステリア

工事ごとの手続きは不要*

＊対象外工事あり。

＊団体割引※1や総括契約方式※2による割安な保険料にてご加入いただけます。※1: 超Tプロテクションが対象です。 ※2: 建設工事保険が対象です。

保険期間　2025年12月10日午後4時～2026年12月10日午後4時

株式会社 LIXIL　契約者：Good Living 友の会　TEL：050-1791-1864　FAX：03-6880-5904

【連絡先】

〈非幹事代理店〉加入・更新手続き時にご連絡いただく代理店になります	〈非幹事代理店所属営業課支社〉東京海上日動火災保険株式会社
パグゼス株式会社 ＜本社＞ 〒540-0012 大阪府大阪市中央区谷町３-４-５　リアライズ谷町ビル５Ｆ TEL：０６-６９４５-５７５０　FAX：０６-６９４５-５７６０	東京海上日動火災保険株式会社 大阪北支店　S1チーム 〒541-8555大阪府大阪市中央区高麗橋３-５-１２ 淀屋橋東京海上日動ビルディング５F

非幹事情報については、上記欄にゴム印押印・名刺等でご提供させていただきます。

この保険の取扱いは幹事代理店の株式会社LIXILですが、募集、補償内容、事故の連絡・各種お問い合わせは非幹事代理店が担当します。
幹事代理店・幹事代理店所属　東京海上日動の連絡先については、パンフレットP.39をご参照ください。

引受保険会社：**東京海上日動火災保険株式会社**

作成年月：2025年7月
募文番号：25T-000469

「グッドリビング友の会工事保険」について

グッドリビング研究所では、「グッドリビング友の会の会員様へ割安な保険料で充実した補償内容の提供」を目的に、1990年より独自の団体保険制度を導入し、現在は2,900社以上の会員様に本保険にご加入いただいております。

「グッドリビング友の会工事保険」の特長

特長 1 団体制度による割安な保険料

団体割引※1や総括契約方式※2による割安な保険料にてご加入いただけます。

※1 超Tプロテクションが対象です。　※2 建設工事保険が対象です。

特長 2 様々な工事を補償

ビル、住宅等の新築工事だけでなく、リフォーム工事やエクステリア工事も補償の対象となります。また、お客様のご要望に応じたプランをお選びいただくことで、工事中から引渡後までの工事に起因するリスクを総合的に補償することができます。

特長 3 工事ごとの手続きは不要

契約手続きの一本化により、効率的な手続きおよび契約の管理が可能です。
また、工事ごとの通知は不要ですので、保険の手配漏れの心配もありません。

＊ 対象外工事あり。

コースの種類

賠償責任保険は支払限度額が 3億円のプランもございます
※対象コースは基本・限定Ⅰ・限定Ⅰ+限定Ⅱコースのみ

建設業者向け

コース名	保険種目				【年間保険料例】完成工総額別		
	請負業者賠償責任	生産物賠償責任	建設工事	動産総合	5,000万円以下	5,000万円超～1億円以下	2億円超～2.5億円以下
オススメ 基本コース P.6～P.7	○	○	○	○	172,110円	231,520円	617,680円
イチオシ 限定Ⅰ+限定Ⅱコース P.8～P.9	○	○	○	○	111,230円	155,140円	402,350円
限定Ⅰコース P.8	○	○	―	―	72,230円	108,140円	282,350円
限定Ⅱコース P.9	―	―	○	○	39,000円	47,000円	120,000円
充実コース P.10 (※)	○	○	○ (地震も対象)	○	244,970円	366,930円	1,025,930円

※初めてグッドリビング友の会工事保険にご加入される会員様は『充実コース』にご加入いただくことができません。

リフォーム・販売業者向け

コース名	保険種目				【年間保険料例】年間売上高		
	請負業者賠償責任	生産物賠償責任	建設工事	動産総合	8,000万円超～1.2億円以下	2.4億円超～3.6億円以下	4.8億円超～6億円以下
流通店コース P.11	○	○	―	―	99,110円	199,500円	358,810円

＋ プラス

超Tプロテクション（業務災害総合保険） P.12

◆従業員の方が会員様の業務に従事中または通勤中に被った身体障害について、会員様が負担する法定外補償に関して補償します。
◆オプション：労災に起因する使用者賠償責任等から会員様をお守りします。
◆保険料はお客様ごとのプランに応じて算出させていただきます。

熱中症も対象！！

＋ プラス

サイバーリスク保険 P.16

◆事業活動を取り巻くサイバーリスクに起因して発生した各種損害を1つの保険で包括的に補償します。
◆保険による補償とは別に、「サイバーリスク総合支援サービス」がご利用いただけます。

大好評！

※各コース・プランの詳細は次頁以降をご覧ください。
※超Tプロテクション（業務災害総合保険）ならびにサイバーリスク保険単独でのご加入も可能です。

本制度の説明をご希望の会員様は、パンフレット裏表紙の新規加入説明依頼書をご活用ください。

グッドリビング友の会 工事保険種目一覧

[お支払する保険金等の詳細についてはP.20～P.25をご確認ください。]

保険種目	お支払対象となる事故	補償内容	右記事故のイラスト	想定される事故例	コース名 基本 P.6～P.7	限定Ⅰ P.8	限定Ⅱ P.9	充実 P.10	流通店 P.11
請負業者賠償責任保険	対象工事遂行等に起因した第三者の身体の障害や財物の損壊（対人・対物事故）	対象工事遂行等に起因して発生した対人・対物事故による法律上の賠償責任を補償します。		・建築中に作業道具を2階から落とし、通行人にケガをさせた。 ・隣家に駐車中の車に資材を落とし破損させた。	○	○	－	○	○
	管理下財物の損壊	対象工事遂行のために占有または使用している財物または直接作業を加えている財物等の管理下財物の損壊について、その財物の正当な権利者に対して負担する法律上の賠償責任を補償します。		・点検作業中の配管を誤って破損した。 ・エアコンの据付作業中、誤って壁を破損した。	○	○	－	○	○
	◎所有・使用・管理している事業用施設またはその施設の用法に伴う付随業務の遂行に起因した対人・対物事故	所有・使用・管理している事業用施設または事業用施設の用法に伴う付随業務の遂行に起因した対人・対物事故による法律上の賠償責任を補償します。		・本社事務所等の事業用施設の看板が強風で飛んでいき、隣家および駐車中の車を破損させた。 ・資材置場で構内専用車を使用し資材を荷積みしていた際、誤って資材を落下させ資材置き場のゲージを破損させた。	○	×	－	○	○
生産物賠償責任保険	対象工事の結果に起因した対人・対物損壊	対象工事の結果に起因して発生した対人・対物事故による法律上の賠償責任を補償します。		・施工に不具合があり、２階の出窓網戸がはずれ、通行人にケガをさせてしまった。 ・給排水管の取付ミスにより、水が漏れ、壁が汚損した。	○	○	－	○	○
	◎対象工事の結果に起因する作業対象物自体の損壊（※本ページ最下段にある注意書きをご参照ください）	仕事の目的物のうち事故の原因となった作業が加えられた（加えられるべきであった）財物の最小ユニット部分の損壊または損壊によるその使用不能について法律上の賠償責任を補償します。		・カーポートの取付作業が不完全だったため、屋根が落ちてお客様の車に傷をつけてしまった。(対物事故と同時に発生した原因となった作業対象部分自体の損壊も補償対象となります)	○	○	－	○	○
	◎施工手順誤り等の事故が発生した際の、同種同様の物件に対する調査、検査、回収、修理、交換費用等	日本国内に存在する仕事の目的物（またはこれらが一部をなすその他の財物）のかしに起因し、対人・対物事故を発生させたものと同種の仕事の目的物になされる措置を条件に、回収、検査、修理、交換その他の適切な措置に要し被保険者が負担した費用を補償します。		・風呂のユニットの施工手順に誤りがあり、漏水事故を起こしてしまった。同種の手順あやまりが他の工事現場にもあり損害が発生する前に修理を行った。	○	○	－	○	×
賠償共通	対象工事の遂行等、対象となる所定の事由に伴う不当行為により発生した他人の自由・名誉・プライバシーの侵害（人格権侵害事故）	保険期間中に行われた不当な行為により、他人の自由・名誉・プライバシーを侵害したことにつき負担する法律上の損害賠償責任を補償します。		・工事中の建物に入ろうとした不審者を発見し、2人がかりで身体をおさえつけ近くの交番につき出したところ、施主の家族であることが判明した。	○	○	－	○	×
建設工事保険	火災、台風、盗難、作業ミス	工事期間中に発生した火災、台風、盗難、作業ミス等の事故によって工事の目的物や工事用仮設物に生じた損害を補償します。		・台風により建築中の建物が一部破損した。 ・建築中の建物から出火し、建物が焼失した。	○	－	○	○	－
	地震・噴火・津波	地震・噴火・津波により建築中の物件に生じた損害を補償します。		・建築中の建物が地震により倒壊した。 ・建築中の建物が津波で流された。	×	－	×	○	－
	◎外構（エクステリア）工事	外構（エクステリア）工事において生じた損害を補償します。		・カーポートの取付工事中に誤ってカーポートを損壊してしまった。	○	－	○	○	－
	メンテナンス期間中の設計、材質、工場製作の欠陥、引渡し前工事の施工の欠陥	メンテナンス期間中に発生した設計、材質、工場製作の欠陥および引渡し前の工事中の施工の欠陥によって生じた損害を補償します。		・ベランダ取付工事の施工ミスが原因でベランダが崩れ損壊し、修復費用がかかった。	○	－	×	○	－
	高潮、洪水、内水氾濫、豪雨による土砂崩れ・崖崩れ	高潮、洪水、内水氾濫、豪雨による土砂崩れ・崖崩れによる損害を補償します。		・建築中の建物が豪雨による土砂崩れによって流された。	○	－	○	○	－
	豪雪、雪崩等の雪災	豪雪、雪崩等の雪災による損害を補償します。		・建築中の建物が豪雪により、雪の重みによって屋根が崩れてしまった。	○	－	○	○	－
	◎風、雨、雹、これらのものの浸み込みまたは漏入	風、雨、雹、これらのものの浸み込みまたは漏入による損害を補償します。	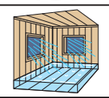	・豪雨により建築中の建物の窓枠から室内に漏入し、フローリングが水びたしとなった。	○	－	○	○	－
動産総合保険	火災、爆発、破裂、落雷、風災等（建築用材料限定）	資材倉庫等の工事現場外に保管中およびそれらの建物から各工事現場までの運送中の建築材料に発生した火災、爆発、破裂、落雷、風災等の事故によって生じた損害を補償します。	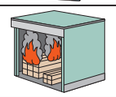	・工事現場外の資材倉庫に保管中の建築用材料が火災により燃えてしまった。	○	－	○	○	－
	盗難（建築用材料限定）	資材倉庫等の工事現場外に保管中およびそれらの建物から各工事現場までの運送中の建築材料に発生した盗難の事故によって生じた損害を補償します。		・工事現場へ運送中の建築用材料が盗難にあった。 ・資材倉庫に保管中の建築用材料が盗難にあった。	○	－	○	○	－
	水災（建築用材料限定）	資材倉庫等の工事現場外に保管中およびそれらの建物から各工事現場までの運送中の建築材料に発生した台風、洪水、高潮、暴風雨等の水災の事故によって生じた損害を補償します。	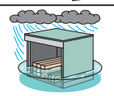	・資材倉庫に保管中の建築用材料が台風により水浸しとなり損害を受けた。	○	－	○	○	－

◎はグッドリビング友の会工事保険オリジナルの補償内容です。
※ただし、その財物が特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定に基づき保険金支払の対象となる事故（他人の身体障害または財物の損壊に限ります）の原因となったものである場合に限ります。

○補償あり　×補償なし　－コース対象外

▶ オススメ

基本コース

請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、
建設工事保険、動産総合保険がセットとなったコースです。

請負業者賠償責任保険および生産物賠償責任保険は、**支払限度額が3億円**のプランもご用意しています。
詳しくは取扱非幹事代理店（現地引受代理店）にご照会ください。

工事中

補償内容

1.建設工事保険

保険期間中に火災、台風、盗難、作業ミスなどの不測かつ突発的な事故によって、対象工事の工事の目的物や工事用仮設物などに生じた物的損害を補償します。

- **支払限度額**
  1回の事故につき、保険金額（工事の請負金額）を限度とします。ただし、土木工事を主体とする工事のうち、補償の対象となる外構（エクステリア）工事につきましては、1回の事故につき1,000万円が限度となります。
- **免責金額**：5万円（火災、落雷、破裂、爆発により補償される事故の場合はなし）

※ その他支払限度額を設定している補償もございますので、支払限度額や免責金額の詳細はP.20「重要事項説明書」をご覧ください。

2.動産総合保険（水災危険担保特約付）（現場外建物内材料対象）

日本国内において資材倉庫等工事現場外の建物内に保管中およびそれらの建物から各工事現場までの運送中の建築用材料が、火災、盗難、洪水・高潮等の水災等、不測かつ突発的な事故で損害を受けた場合、補償します（工具、機械類は対象外）。

- **保険金額（ご契約金額）1事故につき200万円**
- **免責金額（自己負担額）1事故につき5万円**

※ P.25「動産総合保険の補償内容」をご覧ください。

※ 建築用材料の最高在庫高が200万円であるという前提で保険金額を設定しております。実態が上記条件と合致しない場合には、取扱非幹事代理店にご照会ください。

3.請負業者賠償責任保険

対象工事の遂行等に起因して、保険期間中に第三者の身体・生命を害したり財物を損壊したことについて、法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。

- **1名および1事故あたり支払限度額　対人・対物合算で1億円**
- **免責金額（自己負担額）1事故につき5万円**

※ P.22「請負業者賠償責任保険の補償内容」をご覧ください。

補償事故例

建設工事保険
（建築中建物、現場内 資材等対象）

① 建築中の建物から出火。

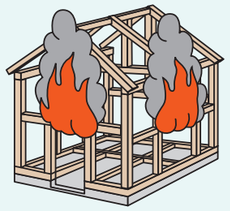

② 浴槽の取付作業中、誤って浴槽に傷を付けてしまった。

動産総合保険

① 工事現場外の倉庫内に保管中の建築用材料が盗難にあった。

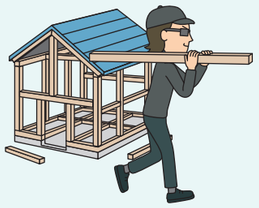

② 工事現場への輸送中の資材が破損した。

請負業者賠償責任保険

建築中に作業道具を2階から落とし、通行人にケガをさせた。

引渡後

補償内容

1.生産物賠償責任保険

工事物件の引渡し後に、施工ミス等によって保険期間中に第三者の身体・生命を害したり財物を損壊したことについて、法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。

- **1名および1事故あたり支払限度額　対人・対物合算で1億円**
- **保険期間中の支払限度額　対人・対物合算で1億円**
- **免責金額（自己負担額）1事故につき5万円**

※ P.23「生産物賠償責任保険の補償内容」をご覧ください。

2.建設工事保険
メンテナンス期間に関する特約（フル・メンテナンス）

メンテナンス期間中に、不測かつ突発的な次に掲げる事故によって、引渡しの完了した保険の対象に生じた損害を補償いたします。

(1) 工事の請負契約に従って行う修補作業の拙劣その他の修補作業中の過失による不測かつ突発的な事故
(2) 保険の対象について、その引渡前の工事期間中に工事現場において発生した施工の欠陥に起因する不測かつ突発的な事故
(3) 保険の対象の設計、材質または製作の欠陥に起因する不測かつ突発的な事故

※ メンテナンス期間とは、工事の目的物の引渡の時から、請負契約上の保証責任が終了するときまで（最大12ケ月）をいいます。
- **免責金額（自己負担額）損害額の20%または50万円のいずれか高い額**

※ P.20「重要事項説明書」をご覧ください。

補償事故例

生産物賠償責任保険

① 工事ミスが原因で取り付けた階段の手すりが外れたために、施主様が階段を踏み外し大ケガ。

② カーポートの取付作業が不完全だったため、屋根が落ちてお客様の車に傷をつけてしまった。
対人・対物事故と同時に発生した原因となった作業対象部分自体の損壊も補償対象となります。

③ 給排水管の取付ミスにより、水が漏れ、壁が汚損した。

建設工事保険
（メンテナンス期間に関する特約）

ベランダ取付工事の施工ミスが原因でベランダが崩れ損壊が発生し、修復費用がかかった。
（引き渡し後請負契約上の保証責任が終了するときまで（最大12ヶ月）に生じたもの）

年間保険料

- 加入申込み時に把握可能な最近の会計年度における対象工事の完工高総額に基づいて保険料を算出します。保険期間中の完工高変動による精算は原則として行いません。
- ご申告いただいた対象工事の完工高総額が、把握可能な最近の会計年度における対象工事の完工高総額に不足していた場合には、賠償責任保険においては、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合により、建設工事保険においては、申告された加入会員別暫定保険金額と完成工事高の総額の割合により保険金を削減することになりますのでご注意ください。
- お払込方法はP.19をご参照ください。

※ 対象工事の完工高総額が10億円を超える場合は、取扱非幹事代理店にご照会ください。
※流通店コース以外の基礎数字は年間売上高ではなく完成工事高となります。詳細は約款の通りです。

● 右記保険料表の年間保険料には、事務手数料2,000円+消費税は含まれておりません。

※ 加入月時点での消費税率を適用します。（2025年6月時点税込2,200円）
※ 右記保険料には対象工事の完工高総額に関係なく動産総合保険料5,000円（保険金額200万円）が含まれています。

完工高総額（千円未満を四捨五入し、千円単位で申告してください。）		年間保険料（単位：円） 賠償責任保険部分支払限度額 1億円	3億円
5,000万円以下		172,110	206,330
5,000万円超	1億円以下	231,520	279,520
1億円超	1億5,000万円以下	371,060	447,590
1億5,000万円超	2億円以下	491,150	594,310
2億円超	2億5,000万円以下	617,680	746,530
2億5,000万円超	3億円以下	735,370	887,710
3億円超	4億円以下	852,590	1,042,610
4億円超	5億円以下	955,350	1,158,320
5億円超	6億円以下	1,117,040	1,350,320
6億円超	7億円以下	1,266,780	1,526,910
7億円超	8億円以下	1,380,930	1,664,640
8億円超	10億円以下	1,597,600	1,921,110
10億円超		募集代理店様へご照会願います。	

※上記補償内容には特約が付帯されています。詳しくは P.26 の特約一覧表をご覧ください。
※基本コース・充実コースは建設工事保険、動産総合保険、請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険のセット商品のペットネームです。
※事故の発生状況等によっては新規および更新をお断りさせていただく場合がございます。

限定Ⅰコース
（限定Ⅱコースとの組合せ可）

請負業者賠償責任保険および生産物賠償責任保険がセットになったコースです。請負業者賠償責任保険および生産物賠償責任保険は、**支払限度額が3億円**のプランもご用意しています。
詳しくは取扱非幹事代理店（現地引受代理店）にご照会ください。

限定Ⅱコース
（限定Ⅰコースとの組合せ可）

建設工事保険および動産総合保険がセットになったコースです。

限定Ⅰ・限定Ⅱコースは組み合わせ可能です。

工事中

補償内容

請負業者賠償責任保険

対象工事の遂行等に起因して、保険期間中に第三者の身体・生命を害したり財物を損壊したことについて、法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。

- 1名および1事故あたり支払限度額　対人・対物合算で1億円
- 免責金額（自己負担額）1事故につき5万円

※ P.22「請負業者賠償責任保険の補償内容」をご覧ください。

補償事故例

請負業者賠償責任保険

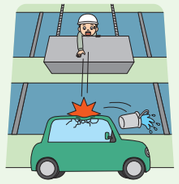

① 建築中に作業道具を２階から落とし、駐車中の他人の車を損傷。

② 床の改修工事中に、誤って施主様の家具を破損。

引渡後

補償内容

生産物賠償責任保険

工事物件の引渡し後に、施工ミス等によって保険期間中に第三者の身体・生命を害したり財物を損壊したことについて、法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。

- 1名および1事故あたり支払限度額　対人・対物合算で1億円
- 保険期間中の支払限度額　対人・対物合算で1億円
- 免責金額（自己負担額）1事故につき5万円

※P.23「生産物賠償責任保険の補償内容」をご覧ください。

補償事故例

生産物賠償責任保険

① 工事ミスが原因で取り付けた階段の手すりが外れたために、施主様が階段を踏み外し大ケガ。

② カーポートの取付作業が不完全だったため、屋根が落ちてお客様の車に傷をつけてしまった。
対人・対物事故と同時に発生した原因となった作業対象部分自体の損壊も補償対象となります。

③ 給排水管の取付ミスにより、水が漏れ、壁が汚損した。

工事中

補償内容

1.建設工事保険

保険期間中に火災、台風、盗難、作業ミスなどの不測かつ突発的な事故によって、対象工事の工事の目的物や工事用仮設物などに生じた物的損害を補償します。

- **支払いの限度額**
  1回の事故につき、保険金額（工事の請負金額）を限度とします。ただし、土木工事を主体とする工事のうち、補償の対象となる外構（エクステリア）工事につきましては、1回の事故につき1000万円が限度となります。
- **免責金額：10万円（火災、落雷、破裂、爆発により補償される事故の場合はなし）**

※ その他支払限度額を設定している補償もございますので、支払限度額や免責金額の詳細はP.20「重要事項説明書」をご覧ください。

補償事故例

建設工事保険
（建築中建物、現場内資材等対象）

① 建築中の建物から出火。

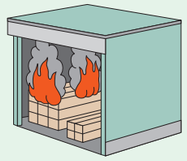

② 浴槽の取付作業中、誤って浴槽に傷を付けてしまった。

補償内容

2.動産総合保険（水災危険担保特約付）（現場外建物内材料対象）

日本国内において資材倉庫等工事現場外の建物内に保管中およびそれらの建物から各工事現場までの運送中の建築用材料が、火災、盗難、洪水・高潮等の水災等、不測かつ突発的な事故で損害を受けた場合、補償します（工具、機械類は対象外）。

- 保険金額（ご契約金額）1事故につき200万円
- 免責金額（自己負担額）1事故につき5万円

※ P.25「動産総合保険の補償内容」をご覧ください。

※ 建築用材料の最高在庫高が200万円であるという前提で保険金額を設定しております。実態が上記条件と合致しない場合には、取扱非幹事代理店にご照会ください。

補償事故例

動産総合保険
（倉庫内等材料対象）

① 工事現場外の倉庫内に保管中の建築用材料が盗難にあった。

② 工事現場への輸送中の資材が破損した。

引渡後　**引渡後の補償はセットされていません。**

年間　保険料

- 加入申込み時に把握可能な最近の会計年度における対象工事の完工高総額に基づいて保険料を算出します。保険期間中の完工高変動による精算は原則として行いません。
- ご申告いただいた対象工事の完工高総額が、把握可能な直近の会計年度における対象工事の完工高総額に不足していた場合には、賠償責任保険においては、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合により、建設工事保険においては、申告された加入会員別暫定保険金額と完成工事高の総額の割合により保険金を削減することになりますのでご注意ください。
- お払込方法はP.19をご参照ください。

※ 対象工事の完工高総額が10億円を超える場合は、取扱非幹事代理店にご照会ください。

※ 流通店コース以外の基礎数字は年間売上高ではなく完成工事高となります。詳細は約款の通りです。

●右記の保険料表の年間保険料には、事務手数料2,000円+消費税 は含まれておりません。

※ 加入月時点での消費税率を適用します。（2025年6月時点税込2,200円）

※ 限定Ⅱコースの保険料には対象工事の完工高総額に関係なく動産総合保険料5,000円（保険金額200万円）が含まれています。

限定Ⅰ ＋ 限定Ⅱ を組み合わせたコースが最も選ばれており、イチオシです！

完工高総額（千円未満を四捨五入し、千円単位で申告してください。）		年間保険料（単位：円） 賠償責任保険部分支払限度額 限定Ⅰコース 1億円	限定Ⅰコース 3億円	限定Ⅰ＋限定Ⅱコース 1億円	限定Ⅰ＋限定Ⅱコース 3億円	限定Ⅱコース
5,000万円以下		72,230	93,860	111,230	132,860	39,000
5,000万円超	1億円以下	108,140	140,640	155,140	187,640	47,000
1億円超	1億5,000万円以下	168,650	219,160	242,650	293,160	74,000
1億5,000万円超	2億円以下	229,070	297,790	324,070	392,790	95,000
2億円超	2億5,000万円以下	282,350	366,940	402,350	486,940	120,000
2億5,000万円超	3億円以下	329,860	428,740	475,860	574,740	146,000
3億円超	4億円以下	431,820	561,700	595,820	725,700	164,000
4億円超	5億円以下	477,530	621,260	655,530	799,260	178,000
5億円超	6億円以下	540,390	702,870	756,390	918,870	216,000
6億円超	7億円以下	590,900	768,830	845,900	1,023,830	255,000
7億円超	8億円以下	641,710	834,670	934,710	1,127,670	293,000
8億円超	10億円以下	717,780	933,640	1,067,780	1,283,640	350,000
10億円超		募集代理店様へご照会願います。				

※上記補償内容には特約が付帯されています。詳しくは P.26 の特約一覧表をご覧ください。
※事故の発生状況等によっては新規および更新をお断りさせていただく場合がございます。

※限定Ⅰコースは請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険のセット商品、限定Ⅱコースは建設工事保険、動産総合保険のセット商品のペットネームです。
※事故の発生状況等によっては新規および更新をお断りさせていただく場合がございます。

▶ 地震にも適用

充実コース

請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、建設工事保険、
動産総合保険がセットになったコースです。
建設工事保険は地震による損壊も補償されます。

① 初めてグッドリビング友の会工事保険にご加入される会員様が「充実コース」にご加入いただくことはできません。
② a.前年より「充実コース」にご加入の会員様、b「. 基本・限定コース」から「充実コース」へ変更を希望される会員様に限り、ご契約が可能です。
ただし、b.については次の地域を除きます ⇒ 工事現場の所在地が茨城県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・奈良県・和歌山県・大阪府・兵庫県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県の会員様

工事中 ／ 引渡後

補償内容

工事中： P.6 ～ P.7 基本コース と同内容

引渡後： P.6 ～ P.7 基本コース と同内容

＋

建設工事保険は、

工事中の地震による損壊も補償!

損害額から5万円を差し引いた残額に30%を乗じた額を補償します。

補償事故例（工事中）

地震・噴火・津波により建築中の物件が倒壊した。
充実コース のみ

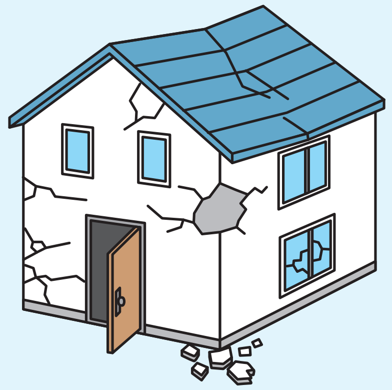

年間保険料

● 加入申込み時に把握可能な最近の会計年度における対象工事の完工高総額に基づいて保険料を算出します。保険期間中の完工高変動による精算は原則として行いません。
● ご申告いただいた対象工事の完工高総額が、把握可能な最近の会計年度における対象工事の完工高総額に不足していた場合には、賠償責任保険においては、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合により、建設工事保険においては、申告された加入会員別暫定保険金額と完成工事高の総額の割合により保険金を削減することになりますのでご注意ください。
● お払込方法はP.19をご参照ください。
※ 対象工事の完工高総額が10億円を超える場合は、取扱非幹事代理店にご照会ください。
※流通店コース以外の基礎数字は年間売上高ではなく完成工事高となります。詳細は約款の通りです。

● 右記保険料表の年間保険料には、事務手数料2,000円+消費税は含まれておりません。

※ 加入月時点での消費税率を適用します。(2025年6月時点税込2,200円)
※ 右記保険料には対象工事の完工高総額に関係なく動産総合保険料5,000円(保険金額200万円)が含まれています。

完工高総額	(千円未満を四捨五入し、千円単位で申告してください。)	年間保険料 (単位：円)
5,000万円以下		244,970
5,000万円超	1億円以下	366,930
1億円超	1億5,000万円以下	597,530
1億5,000万円超	2億円以下	807,920
2億円超	2億5,000万円以下	1,025,930
2億5,000万円超	3億円以下	1,233,520
3億円超	4億円以下	1,504,890
4億円超	5億円以下	1,777,830
5億円超	6億円以下	2,122,360
6億円超	7億円以下	2,454,970
7億円超	8億円以下	2,751,320
8億円超	10億円以下	3,243,500
10億円超		募集代理店様へご照会願います。

※上記補償内容には特約が付帯されています。詳しくは P.26 の特約一覧表をご覧ください。
※動産総合保険、請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険については地震は免責になります。
※事故の発生状況等によっては新規および更新をお断りさせていただく場合がございます。

流通店コース

請負業者賠償責任保険および生産物賠償責任保険がセットになったコースです。

工事中

補償内容

請負業者賠償責任保険

対象工事の遂行および建築資材等の販売業務等に起因して、保険期間中に第三者の身体・生命を害したり財物を損壊したことについて、法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。

● 1名および1事故あたり支払限度額　対人・対物合算で1億円
● 免責金額(自己負担額) 1事故につき1千円
※ P.22「請負業者賠償責任保険の補償内容」をご覧ください。

補償事故例

請負業者賠償責任保険

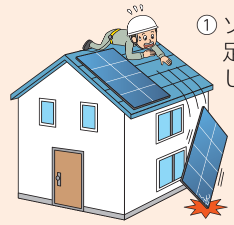

① ソーラーパネルの設置工事中、足場の資材を掛ける屋根を破損してしまった。

② サッシ本体のみのリフォーム工事中に作業対象窓枠を壊してしまった。(管理下財物)

③ 販売したサッシを搬入中に壁にぶつけて壁を損傷してしまった。

引渡後

補償内容

生産物賠償責任保険

行った工事や建築資材等の販売業務の結果によって保険期間中に第三者の身体・生命を害したり財物を損壊したことについて、法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。

● 1名および1事故あたり支払限度額　対人・対物合算で1億円
● 保険期間中の支払限度額　対人・対物合算で1億円
● 免責金額(自己負担額) 1事故につき1千円
※ P.23「生産物賠償責任保険の補償内容」をご覧ください。。

補償事故例

生産物賠償責任保険

① 2 階の出窓網戸のはずれ止めが不完全であったため、網戸の開閉時に外れてしまい通行人にケガをさせてしまった。

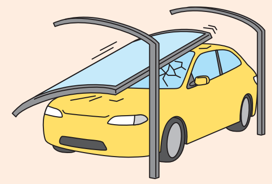

② カーポートの取付作業が不完全だったため、屋根が落ちてお客様の車に傷をつけてしまった。
対人・対物事故と同時に発生した原因となった作業対象部分自体の損壊も補償対象となります。

年間保険料

● 加入申込み時に把握可能な最近の会計年度（1年間）の売上高*に基づいて保険料を算出します。保険期間中の売上高*変動による精算は原則として行いません。
● ご申告いただいた年間売上高*が、把握可能な最近の会計年度の年間売上高*に不足していた場合には、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合により保険金を削減することになりますのでご注意ください。
● お払込方法はP.19をご参照ください。
※ 年間売上高*が10億8000万円を超える場合は、取扱非幹事代理店にご照会ください。

● 右記保険料表の年間保険料には、事務手数料2,000円+消費税 は含まれておりません。

※ 加入月時点での消費税率を適用します。(2025年6月時点税込2,200円)
* 記名被保険者が施工したすべての対象工事の売上高および記名被保険者が販売した建設資材等の売上高を合算した額。

年間売上高	(千円未満を四捨五入し、千円単位で申告してください。)	年間保険料 (単位：円)
5,000万円以下		85,750
5,000万円超	8,000万円以下	92,430
8,000万円超	1億2,000万円以下	99,110
1億2,000万円超	2億4,000万円以下	144,690
2億4,000万円超	3億6,000万円以下	199,500
3億6,000万円超	4億8,000万円以下	278,460
4億8,000万円超	6億0,000万円以下	358,810
6億0,000万円超	7億2,000万円以下	437,780
7億2,000万円超	8億4,000万円以下	518,130
8億4,000万円超	9億6,000万円以下	597,100
9億6,000万円超	10億8,000万円以下	675,960
10億8,000万円超		募集代理店様へご照会願います。

※上記補償内容には特約が付帯されています。詳しくは P.26 の特約一覧表をご覧ください。
※流通店コースは請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険のセット商品のペットネームです。
※事故の発生状況等によっては新規および更新をお断りさせていただく場合がございます。

超Tプロテクション（業務災害総合保険）のご案内

会員様*1の従業員が被った業務上の災害について、会員様に負担が生じる様々な損害をカバーするプランです。

団体割引適用

『超Tプロテクション（業務災害総合保険）』は会員様*1の従業員が被った業務上の災害について、会員様に負担が生じる様々な損害をカバーします。

1 基本補償をお選びください。
プランの設計等についてはお気軽にご相談ください。

お支払いする保険金等の詳細についてはP.27をご確認ください。

基本補償

従業員の方*2が会員様の業務に従事中または通勤中に被った身体障害（🏠1）について、被保険者が法定外補償を行うことによって生じる損害に対して、次の保険金をお支払いします。

✓ 死亡補償保険金・後遺障害補償保険金

死亡された場合、または所定の後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。

✓ 入院補償保険金・手術補償保険金

入院された場合、または所定の手術を受けられた場合に保険金をお支払いします。

✓ 通院補償保険金

通院された場合に保険金をお支払いします。

Point 1 政府労災保険（🏠2）の給付決定を待たずに保険金をお支払いします
（精神疾患（メンタルヘルス疾患）、脳疾患・心疾患等を除きます）。

Point 2 入院補償保険金および通院補償保険金は1日目からお支払いの対象となります。

Point 3 業務に従事中はもちろん通勤途上のケガについてもお支払いの対象となります。

Point 4 細菌性食中毒やウイルス性食中毒についてもお支払いの対象となります。

Point 5 精神疾患（メンタルヘルス疾患）、脳疾患・心疾患、日射病、熱中症等、業務に起因する疾病についてもお支払いの対象となります。

※精神疾患（メンタルヘルス疾患）、脳疾患・心疾患等については政府労災保険（🏠2）の給付が決定した場合に限ります。

*1 法人だけではなく、個人事業主等もご加入者となることができます。詳しくは代理店または東京海上日動（以下、「弊社」といいます）までお問い合わせください。
*2 役員の方等を補償の対象（補償対象者）とすることもできます。
*3 使用者賠償責任補償特約条項をセットするご契約のみに本特約をセットできます。
*4 ハラスメントを行った本人に対して損害賠償請求がなされた場合、雇用関連賠償責任補償特約条項では保険金の支払対象外となりますが、ハラスメント再発防止費用補償特約条項では保険金の支払対象となる場合があります。
*5 雇用関連賠償責任補償特約条項をセットする契約に自動セットされます。
*6 使用者賠償責任補償特約条項で保険金の支払対象となったハラスメントについても、ハラスメント再発防止費用補償特約条項で保険金の支払対象となる場合があります。
*7 ご契約によっては、本特約をセットすることができない場合があります。
*8 役員の方を補償の対象（補償対象者）とすることもできます。
*9 三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項をセットするご契約のみに本特約をセットできます。
*10 ご利用にあたっての条件の詳細は、P.15をご確認ください。
*11 針刺し事故等による感染症危険補償特約条項、メンタルヘルス等業務上疾病対策費用補償特約条項または疾病休業補償特約条項をセットするご契約には、本特約をセットできません。退職時一時金補償特約条項をセットするご契約には、本特約をセットすることができない場合があります。
*12 **会員様の業種に建設事業が含まれる場合は、本特約をセットできません。**
※用語の解説：🏠このマークが付されている用語についてはP.15をご参照ください。

団体割引適用

2 必要に応じてオプションから補償をお選びください。

オプション（主な特約）のお支払いする保険金等の詳細についてはP.27～P.31をご確認ください。

オプション ＋

＜補償範囲を拡大する特約＞

従業員のための補償

Point 6 就業不能時の補償等、従業員の方への充実した補償をお選びいただけます。

✓ 休業補償特約条項

従業員の方*2が業務に従事中または通勤中に身体障害（🏠1）を被って就業不能になり、その状態が免責期間（🏠3）を超えて継続した場合に、保険金をお支払いします。

✓ 退職時一時金補償特約条項

従業員の方が精神疾患（メンタルヘルス疾患）、脳疾患・心疾患等または1～7級に相当する後遺障害を被り、その直接の結果として退職したときに保険金をお支払いします（いずれも原因となった身体障害に対して弊社が保険金をお支払いする場合に限ります）。

企業のための補償

Point 7 労災に関する賠償責任や、従業員の休業にともない生じる費用負担等から、企業・経営者をお守りします。

✓ 使用者賠償責任補償特約条項

従業員の方等が業務上の事由または通勤により被った身体障害（🏠1）について、企業、役員の方等が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

✓ 法律相談費用補償特約条項（業務災害用）*3

従業員の方等が業務遂行に起因すると疑われる身体障害（🏠1）を被り、企業、役員の方等があらかじめ東京海上日動の同意を得て弁護士等に法律相談を行った場合の法律相談費用について保険金をお支払いします。

✓ 災害付帯費用補償特約条項

死亡補償保険金または1～7級に相当する後遺障害補償保険金をお支払いする場合に、所定の保険金（定額）を企業にお支払いします。

✓ 雇用関連賠償責任補償特約条項*3*4

パワハラ・セクハラ・マタハラ行為に対する管理責任や不当解雇等により、企業、役員の方等が法律上の損害賠償責任を負担した場合または企業、役員の方等に対して地位確認等の請求もしくは賃金等の支払請求がなされた場合に保険金をお支払いします。

✓ 法律相談費用補償特約条項（迷惑行為被害用）*5

迷惑行為により業務が妨害され、金銭上の損害を被ることまたはそのおそれが発生したことについて、あらかじめ弊社の同意を得て弁護士等に法律相談を行なった場合の法律相談費用について保険金をお支払いします。

✓ ハラスメント再発防止費用補償特約条項*4*5*6

パワハラ・セクハラ・マタハラ行為等により、企業、役員の方等が法律上の損害賠償責任を負担し、再発防止のために企業が負担した費用や迷惑行為被害の再発防止のために企業が負担した費用に対して、保険金をお支払いします。

✓ 身元信用補償特約条項*7

従業員の方（被保証人）が不誠実行為を行ったことにより、企業が所有する財産に生じた損害や、企業以外の者が所有する財産の損害について企業が法律上の損害賠償責任を負うことで被る損害に対して、保険金をお支払いします。

※本特約条項で保険金の支払対象となる「不誠実行為」とは…
被保証人が企業のために事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行う窃盗、不動産侵奪、強盗、詐欺、横領または背任行為をいいます。

✓ 三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項*7

従業員の方*8が三大疾病（がん、急性心筋梗塞または脳卒中）に罹患したことまたは親族への介護を行うことを理由に休業し、その休業を開始した日から連続して休業した期間が31日以上となる場合に、企業が負担した営業継続費用等（従業員の方*8の職場復帰に資する費用等）に対して保険金をお支払いします。

✓ 精神障害追加補償特約条項*9（三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項用）

三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項について、精神疾患（メンタルヘルス疾患）に罹患したことを理由に休業し、その休業を開始した日から連続して休業した期間が31日以上となった場合を追加して保険金の支払対象とします。

✓ 育児休業延長時事業継続費用補償特約条項*7

従業員の方が「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」第5条第3項において定める育児休業の延長による休業を開始し、その休業を開始した日から連続して休業した期間が90日以上となる場合に、企業が負担した営業継続費用（代替のための求人費用等）に対して保険金をお支払いします。

※本特約条項で保険金の支払対象となる「育児休業の延長」とは…
「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」第5条第3項において定める育児休業をいいます。具体的には、1歳から1歳6か月に達するまでの子の養育を行なっている親が、その子の1歳到達日において育児休業していた場合において、次の理由から休業を延長することが雇用の継続のために特に必要と認められ、事業者へ申出が可能な育児休業をいいます。
①保育所に入所を希望しているが、入所できない場合、②養育を予定していた配偶者の死亡、③養育を予定していた配偶者の負傷・疾病等、④養育を予定していた配偶者との別居、⑤6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産する予定がある、または産後8週間を経過しない場合

Point 8 使用者賠償責任補償特約条項等がセットされたプランにご加入の場合は、ストレスチェックサービス等の付帯サービスがご利用いただけます。*10

＜補償範囲を限定する特約＞

Point 9 会員様のニーズに合わせて、基本補償（業務災害補償特約条項）において補償を限定することにより、保険料を節約できます。

✓ 業務上疾病等不担保特約条項*11

精神疾患（メンタルヘルス疾患）、脳疾患・心疾患、日射病、熱中症等業務に起因する疾病を補償対象外とします。

✓ 自動車搭乗中傷害不担保特約条項*12

企業が所有・使用または管理する自動車または原動機付自転車に業務に従事中（通勤途上は除きます）に搭乗している間に被った傷害を補償対象外とします。

✓ 死亡のみ補償特約条項*3（使用者賠償責任補償特約条項用）

使用者賠償責任補償特約条項の補償を従業員の方等が死亡した場合に限定します。

✓ 死亡・後遺障害1～7級のみ補償特約条項*3（使用者賠償責任補償特約条項用）

使用者賠償責任補償特約条項の補償を従業員の方等が死亡または1～7級に相当する後遺障害を被った場合に限定します。

商品の特徴についてご案内します。

Point 1 災害補償を目的とする保険金を会員様にお支払いします。

ご加入時に「業務災害総合保険契約の締結等に関する確認書*1」をご提出いただきます。

＊1 災害補償を目的として支払われる保険金の全額が、会員様から補償対象者またはその遺族に支払われることを補償対象者が了知していることを確認する書類です。補償対象者代表の方の署名が必要となります。

保険金のお支払い方法

会員様が従業員の方（死亡時はご遺族）へ法定外補償規定（4）等により補償金等を支払う場合に、契約時に設定した金額を限度として、会員様へ保険金をお支払いします。

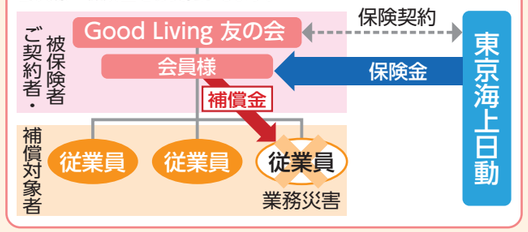

Point 2 スピーディーに保険金をお支払いします。

①政府労災保険（2）の認定を待たずに保険金をお支払いします（精神疾患（メンタルヘルス疾患）、脳疾患、心疾患等を除きます）。
②会員様による補償金の立替は不要です。保険金請求時に了知書*2をご提出いただくことで、補償対象者への補償金のお支払い前に企業に保険金をお支払いします。

＊2 会員様が補償対象者に補償を行うことを目的として保険会社から保険金を受領することを補償対象者または遺族の方が、了知している旨を確認する書類です。補償対象者または遺族の方の署名・捺印が必要です。

Point 3 建設事業の会員様の場合、「経営事項審査制度」の加点対象となります。

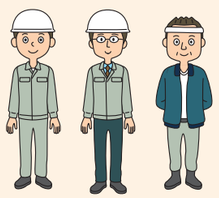

Point 4 簡便な手続きでご加入いただけます。

①業種と売上高等によって保険料を計算します。補償対象者の名簿の備え付けや人数の報告は不要です。
②保険料不精算とした場合、最近の会計年度における売上高等から保険料を算出し、満期時の保険料の確定精算は不要となります。

※ ご加入時に、保険料の算出基礎数字（売上高・完成工事高等）の確認書類として以下のいずれかをご提出いただきます。
a. 客観的資料または公表資料
b. 保険料算出基礎数字申告書

Point 5 ご加入者が法人の場合、税制上のメリットがあります。

法人がご加入者となり、役員・従業員全員または従業員全員を補償の対象とした場合、保険料は全額損金処理が可能です。

Point 6 各種割引制度があります。*3 詳細は代理店または弊社までお問い合わせください。

①年間包括契約ですべての事業・事業場を一括してご契約される場合、包括契約割引10%が適用されます。
②「健康経営優良法人認定制度」*4または「健康経営銘柄」*4により認定を受けた法人を被保険者としてご契約される場合、健康経営割引5%が適用されます*5。
③「働きやすい職場認証制度」*6の認証を受けた法人を被保険者としてご契約される場合、働きやすい職場認証割引3%が適用されます。*5*7

＊3 この割引率は弊社が保険料を算出する際に適用する値であり、割引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。
＊4 経済産業省が実施する、優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度です。
＊5 一部の特約の保険料には適用されません。
＊6 国土交通省が実施する、職場環境改善に向けた取組みを実践している自動車運送事業者を認証する制度です。
＊7 健康経営割引が適用される場合は、働きやすい職場認証割引は適用されません。

Point 7 補償対象者の範囲は会員様のニーズに合わせてお選びいただけます。

従業員*8、役員*9、個人事業主*9、政府労災特別加入者（役員（個人事業主）・海外派遣者を除く）*9*10、建設事業の下請負人*11、貨物自動車運送事業の下請負人*9*11、構内下請負人*9*11、派遣労働者*9の補償が可能です。

＊8 記名被保険者に使用される者で賃金を支払われる者をいいます。パート・アルバイトなど雇用されている者を含みますが、雇用契約以外の委託契約による労働者や派遣労働者は含みません。
＊9 追加保険料をいただくことにより補償対象となります。
＊10 補償の対象としたい方が、「従業員」、「役員」、「個人事業主」のいずれかに該当する場合、「政府労災特別加入者」を補償対象者としてお選びいただかなくとも補償対象となります。
＊11 建設事業および貨物自動車運送事業では、下請負人を補償対象者にした場合は、構内下請負人が自動的に補償されます。

ご利用いただけるサービス

健康経営アシストサービス

ストレスチェックサービス

WEB上で従業員の皆様のストレスチェックを実施し、チェック結果を個人宛にフィードバックします。また、事業者様には集団的分析の結果をご提供します。

メンタルケア・ホットライン

従業員のメンタルヘルスケア・カウンセリングサービスにより、メンタル面が原因の休職・退職が増えてきた、うつ病で悩んでいる従業員がいる、といった悩み・ご相談にお応えします。

メディカルアシスト

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*1

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

＊1 実際の転院移送費用は、サービスご利用者にご負担いただきます。

介護アシスト

介護に関するご相談に電話でお応えします。また、ご高齢の方の生活を支える各種サービスを優待条件でご紹介します。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度の内容等、介護に関する様々な情報をご提供します。

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム」をご利用いただくことも可能です。

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスを、優待条件でご紹介します。

＊2 サービスのご利用にかかる費用はサービスご利用者のご負担となります。お住まいの地域ややむを得ない事情によって、サービスの利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合、優待条件でご利用いただけない場合があります。

職場復帰支援サービス

キャリアコンサルタント*3がスマートフォンやタブレット等で個別面談に応じることで、休職された方の職場復帰に向けた心理面のサポートを行い、就業に関する意思決定を促して復職の早期化につなげます。

※本サービスは、補償対象者である従業員または役員の方が、「休業補償特約条項」、「疾病休業補償特約条項」または「三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項」に規定する保険金の支払対象となる事由に該当したときにご利用いただけます。ただし、精神疾患（メンタルヘルス疾患）に該当したときは、本サービスはご利用いただけません。
＊3 2016年4月に創設された国家資格であり、「労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行うこと」（職業能力開発促進法第2条第5項）を業とする専門家です。

経営・労務サポートサービス

カスタマーハラスメント相談サービス

カスタマーハラスメントに違った際の対処方法について、弁護士が一般的なアドバイスを実施します。具体的な紛争解決や事件処理を行うものではありません。
※担当弁護士に継続して相談いただくことや、委任をすることはできません。担当弁護士からの電話は、弁護士名や弁護士事務所名を名乗らず発信専用回線からのご連絡となります。
※裁判中または既に他の弁護士等に相談済みの場合は、本サービスはご利用いただけません。

法律・税務・労務ホットライン

法律・税務・労務に関するご相談に、弁護士、税理士、社会保険労務士等の専門家がお応えします。

※本サービスは一般的なご相談にお応えするサービスであり、具体的な業務（書類作成・自社株の株価算定等）には対応いたしかねます。
※ご契約にセットされた特約により、ご利用いただけるサービスが異なります。各サービスのご利用条件は次のとおりです。
〈メディカルアシスト〉 疾病休業補償特約条項、疾病入院保険金定額補償特約条項、疾病入院医療費用補償特約条項または使用者賠償責任補償特約条項がセットされたご契約
〈職場復帰支援サービス〉 休業補償特約条項、疾病休業補償特約条項または三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項がセットされたご契約
〈カスタマーハラスメント相談サービス〉 雇用関連賠償責任補償特約条項がセットされたご契約
〈上記以外のサービス〉 使用者賠償責任補償特約条項がセットされたご契約
※各サービスは、弊社のグループ会社、または提携会社を通じてご提供します。
※サービスメニューの内容は、変更・中止となる場合があります。なお、一部の地域では、ご利用いただけないサービスもありますので、あらかじめご了解ください。
※各サービスの詳細は「健康経営アシストサービス／経営・労務サポートサービス　サポートブック」をご参照ください。

超Tプロテクション（業務災害総合保険）の用語解説

1 身体障害

以下のいずれかに該当する身体の障害をいいます。
ア. 傷害
次のいずれかに該当するものをいいます。
（ア）急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害
（イ）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状。ただし、継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
イ. 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒。ただし、業務に従事中または通勤中に摂取した食品が原因である場合に限ります。
ウ. 業務に起因して生じた症状
業務遂行に伴って発生する症状のうち、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD−10（2013年版）準拠」」に記載された分類項目中、次に掲げる基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。
（ア）熱および光線の作用（基本分類コード：T67）
（イ）気圧または水圧の作用（基本分類コード：T70）
（ウ）低酸素環境への閉じ込め（基本分類コード：W81）
（エ）高圧、低圧および気圧の変化への曝露（基本分類コード：W94）
エ. 外来性疾病
労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、上記ア. からウ. までに該当しないもので、かつ、次の要件をすべて満たすものをいいます。ただし、振動性症候群、腱鞘炎、負傷によらない業務上の腰痛、疲労の蓄積もしくは老化によるもの、精神的ストレスを原因とするもの（ストレス性胃炎等をいいます）またはかぜ症候群は除きます。
①偶然かつ外来によるもの
②労働環境に起因するもの
③疾病の原因が時間的および場所的に確認できるもの
オ. 業務上疾病
労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、上記ア. からエ. までに該当しないもので、かつ保険金の種類ごとに、これを原因として労災保険法等によって給付が決定されたものをいいます。
※使用者賠償責任補償特約条項・法律相談費用補償特約条項（業務災害用）の場合は、傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。

2 政府労災保険

業務中や通勤途上の事故による労働者の死亡・後遺障害・負傷・疾病等に対して保険給付を行う政府管掌の保険制度のことです。遺族補償、障害補償、療養補償、休業補償の各給付や葬祭料、傷病補償年金等があります。労働基準法に規定する「労働者」以外の方（個人事業主・その家族従事者等）の加入義務はありませんが、事業主の希望により任意で加入できる制度（特別加入制度）があります。

3 免責期間

休業補償特約条項においては、就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である3日間、疾病休業補償特約条項においては、就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である保険証券記載の日数をいい、この期間に対しては保険金を支払いません。

4 法定外補償規定

従業員等に対し、政府労災保険の給付のほかに一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規程等をいいます。

サイバーリスク保険のご案内

サイバーリスク保険の特長

特長1 **ITユーザー行為(※1)等に起因して発生した各種損害を1つの保険で包括的に補償します。海外でなされた損害賠償請求についても補償します。**

特長2 **サイバー攻撃やそのおそれが発見された場合に要する各種対応費用を補償します。**

特長3 **IoT 機器へのサイバー攻撃や IoT 機器から情報が漏えいした場合の各種損害も補償します。**

特長4 **保険による補償とは別に、「サイバーリスク総合支援サービス」がご利用いただけます。**

記名被保険者の業務における次の行為をいいます。
ア．コンピュータシステムの所有・使用・管理。ただし、他人のためのコンピュータシステムの所有・使用・管理を除きます。
イ．アのコンピュータシステムを使用して行うプログラム・データの提供（記名被保険者が所有・使用・管理するコンピュータシステムで直接処理を行った記録媒体によって提供された場合を含みます。）。ただし、プログラム・データ自体を記名被保険者の商品・サービスとして他人に提供する場合を除きます。

サイバー攻撃は、手口が巧妙化しており、攻撃件数も今後さらに増加することが懸念されています。強固なセキュリティを構築しても、サイバーリスクを完全に排除することは困難です。

標的型メール攻撃
主にマルウェア付きの電子メールを用いて**特定の組織**や**個人**を狙う攻撃です。

DDoS 攻撃
複数箇所から同時に**大量の通信**を発生させ、インターネットサイト等を利用できなくする手法です。

ランサムウェア
PC内の**ファイルを暗号化**したり、PCをロックしたりすることで、業務継続を困難にし、元に戻すことと引き換えに「身代金」(*)を要求するマルウェアです。

盗難・紛失 / メール誤送信
PCやUSBメモリの盗難・紛失、またはメールを関係の無い社外の人に誤って送信する等、組織内部の人間の**過失により発生する事故**です。

ウェブサイト改ざん
組織のウェブサイトに外部から侵入し、**ウェブサイトの内容を 書き換え**てしまう攻撃です。

内部不正
組織内部の人間が、個人情報や営業機密を**社外に不正に持ち出す**等の行為です。

(*)「身代金」を支出したことにより被る損害は補償対象外です。

サイバーリスク保険は、これらの脅威等により発生した事故の各種損害を包括的に補償します。

サイバーリスク保険は2つの補償で構成されています。

1 サイバーリスク特別約款
（賠償責任担保条項）
損害賠償責任に関する補償

2 サイバーリスク特別約款
（サイバーセキュリティ事故対応費用担保条項）
事故対応費用損害に関する補償

商品構成		主な補償内容
賠償責任保険普通保険約款 ＋ サイバーリスク特別約款	(1) 損害賠償責任に関する補償 コンピュータシステム（他人のためのコンピュータシステムを除きます。）の所有・使用・管理に起因して発生した他人の事業の休止・阻害、情報の漏えいまたはそのおそれ、人格権・著作権等の侵害等について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。	損害賠償金
		争訟費用、協力費用
	(2) サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償 情報の漏えい、サイバー攻撃等に起因して一定期間内に生じたサイバー攻撃対応費用・再発防止費用等や訴訟対応費用を被保険者が負担することによって生じた損害を補償します。	緊急対応費用、サイバー攻撃対応費用、コンピュータシステム復旧費用、再発防止費用、訴訟対応費用　等

イラスト © 東京海上日動

支払限度額

賠償責任に関する補償		サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償(*1)(*2)	
支払限度額（1請求・保険期間中）	免責金額（1請求）	費用全体の支払限度額（1事故・保険期間中）(*2)	免責金額
1億円	5万円	1,000万円	0円

(*1) 個人情報漏えい見舞費用は、被害者1名につき1,000円、法人見舞費用は被害法人1法人につき5万円が支払限度額となります。（ただし、上記の「費用全体の支払限度額」の内枠で適用されます）
(*2) 賠償責任に関する補償の支払限度額の内枠で適用されます。

年間保険料

- 加入申込み時に把握可能な最近の会計年度における対象工事の完工高総額に基づいて保険料を算出します。保険期間中の完工高変動による精算は原則として行いません。
- ご申告いただいた対象工事の完工高総額が、把握可能な最近の会計年度における対象工事の完工高総額に不足していた場合には、賠償責任保険においては、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合により、建設工事保険においては、申告された加入会員別暫定保険金額と完成工事高の総額の割合により保険金を削減することになりますのでご注意ください。
- お払込方法はP.19をご参照ください。

※ 対象工事の完工高総額が10億円を超える場合、会計上完工高が確認できない場合は、取扱非幹事代理店または東京海上日動の担当者にご照会ください。

● 右記保険料表の年間保険料には、事務手数料2,000円+消費税は含まれておりません。

※ 加入月時点での消費税率を適用します。（2025年6月時点税込2,200円）

完工高/売上高総額（千円未満を四捨五入し、千円単位で申告してください）		年間保険料（単位：円）
5000万円以下		45,770
5000万円超	1億円以下	51,540
1億円超	1億5000万円以下	57,300
1億5000万円超	2億円以下	63,870
2億円超	2億5000万円以下	65,860
2億5000万円超	3億円以下	67,870
3億円超	4億円以下	71,860
4億円超	5億円以下	75,850
5億円超	6億円以下	78,310
6億円超	7億円以下	80,770
7億円超	8億円以下	83,220
8億円超	10億円以下	88,120
10億円超		募集代理店様へご照会願います。

サイバーリスク総合支援サービスのご案内

サイバーリスクに関連する次のサービスをご用意しております。詳細は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

サービス	概　要	ご利用対象
緊急時ホットラインサービス（無料）	お客様に発生した様々なサイバーリスクに関するトラブルやインシデントについて、専用ダイヤルにて365日24時間サイバー専門組織が対応し、初動対応から保険金請求、再発防止に至るまでワンストップでご支援します。 東京海上日動の緊急時ホットラインサービス(*1)　0120-269-318（ブロック サイバー）	サイバーリスク保険ご加入者様限定
情報・ツール提供サービス（無料）	Tokio Cyber Port(*2)上で、次のようなサイバーリスクに関する情報・ツールをご提供します。 ①インシデント対応フロー ②従業員の皆様向けテキスト ③サイバーリスク情報誌 ④メールマガジンの定期配信（サイバーリスクに関するニュースダイジェストのお届け、セミナー情報のご案内等）	どなた様でもご利用いただけます(*2)
サイバーソリューションナビ（専門事業者紹介サービス）	セキュリティ対策にお悩みの皆様向けに、ニーズに合わせたソリューションをご案内するツールです。	どなた様でもご利用いただけます(*2)
サイバーリスク・モニタリングサービス（無料）	お客様の所有するドメインを外部から定期的にモニタリングし、特に早期に対処すべきと考えられるセキュリティ上の課題を発見した場合にお客様に対してアラート通知を行い、一般的に推奨される対応策について情報をご提供するサービスです。	サイバーリスク保険ご加入者様限定(*3)
ベンチマークレポートサービス（無料）	米国ガイドワイア社のノウハウを活用し、企業がさらされているサイバーリスクの要因を様々な角度で分析し、業界内でのベンチマークや定点観測としてご利用いただけるサイバーリスクベンチマークレポートをご提供します。	サイバーリスク保険ご加入者様限定(*3)
簡易リスク診断サービス（定量リスク診断サービス）（無料）	一定のシナリオに基づいたサイバーリスクに関する想定最大損害額を簡易算出し、定量的にリスク診断を実施します。	どなた様でもご利用いただけます(*2)

※ 本サービスの内容は、変更・中止となる場合があります。
(*1 ご利用の際は、「ご加入者名」「証券番号」を確認させていただきます。
(*2 ご利用には、Tokio Cyber Portへの無料会員登録が必要です。
(*3) 情報漏えい限定補償プランのご加入者様にはご利用いただけません。

ご利用にあたって

1 ご加入の流れ ▶ ご加入の対象者は、Good Living 友の会会員様に限ります。詳しくはLIXILの営業社員もしくは流通店にご確認ください。

■新規のご加入で代理店未決定の場合

■更新の場合・新規ご加入で代理店が決定している場合

① 新規加入説明依頼

パンフレットの2次元コードよりWebでお問い合わせ、もしくは新規加入説明依頼書をFAXしてください。
後日、取扱代理店がご連絡いたします。

② お申込み

加入依頼書や最近の会計年度の対象工事の完工高総額（流通店コースは年間売上高）を確認できる公表・客観的資料等の必要書類を東京海上日動代理店へご提出ください。③の加入者証到着まで、加入依頼書コピーを保管ください。
（直接振込の保険料は申込時に（締切日までに）お支払いいただきます）

③ 加入者証到着

加入者証を東京海上日動よりお届けいたしますので保管願います。
※一年契約　補償開始月～翌月下旬頃
※中途加入　補償開始月の中～下旬頃
到着時期等ご不明点がございましたら、ご照会ください。
普通保険約款等については会員サイトGood Living 友の会ネットのグッドリビング友の会工事保険ページよりご確認ください。

保険期間または補償期間

●2025年12月10日午後4時～2026年12月10日午後4時
●中途加入（2026年1月以降補償開始となる契約）の場合は、「毎月10日午後4時～2026年12月10日午後4時」となります。

申込締切

締切厳守

1年契約（12月始期）
2025年　9月12日（金）【一時払い（Good Living 友の会登録口座引落）】
2025年10月17日（金）【一時払い（直接振込）】

中途加入
一時払い（直接振込）は補償開始月の前月末日
※中途加入は補償開始月が2026年1月以降のご契約です。
※中途加入はGood Living 友の会登録口座引落はありません。

提 出 先

上記締切日までに加入依頼書や対象工事の完工高総額（流通店コースは年間売上高）を確認できる資料等の必要書類を東京海上日動代理店へご提出ください。

保 険 料

●保険料はP.7～P.17の保険料の表をご参照ください。なお、超Tプロテクションについては、個別にお見積もりさせていただきますので、取扱非幹事代理店にご照会ください。
●お払込金額は保険料に事務手数料2,000円＋消費税を加えたものとなります。（※加入月時点での消費税率を適用します）

保険契約の開始	払込金額
12月10日補償開始	年間保険料
1月以降毎月10日補償開始	中途加入保険料

●中途加入の際も事務手数料2,000円＋消費税は必要です。
●中途加入保険料については、取扱非幹事代理店へご照会ください。

必要書類

① グッドリビング友の会工事保険加入依頼書
② 対象工事の完工高総額（流通店コースは年間売上高）を確認できる資料（下記参照）
③ 超Tプロテクションにご加入の場合：その他の必要書類 他

上記①、③については、「超Tプロテクション」のみの場合でも必ず起票してご捺印ください。

＜対象工事の完工高総額・年間売上高を確認できる資料＞
●対象工事の完工高総額（流通店コースは年間売上高）を確認できる資料をご提出ください。
●対象工事の完工高総額（流通店コースは年間売上高）とは、加入申込時に把握可能な最近の会計年度（1年間）において、加入会員が施工したすべての対象工事の完成工事高（流通店コースは年間売上高）の総額（支給材料の金額が算入されていない時または出精割引がなされている時はその金額を加算し、保険の対象に含まれない工事の金額が算入されている時はその金額を控除します）をいいます。
●「元請のみ」または「下請のみ」の対象工事の完工高総額（流通店コースは年間売上高）でお申込みいただくことはできません。

＊客観的資料＊
お客様が保険契約以外の目的で作成し、外部に提出している以下のような資料をいいます。
○決算書　○月別売上高表、製品別売上高表等の資料
○公的機関への報告書

＊公表資料＊
すでに社外に公表されており、お客様以外からも入手可能な以下のような資料をいいます。
○有価証券報告書
○会社案内等のディスクロージャー資料

＊上記いずれもご提出いただけない場合・上記資料等ではご申告いただく金額の確認ができない場合＊
「保険料算出基礎数字申告書」(注)をご使用ください。
(注) 取扱の非幹事代理店または東京海上日動へお問い合わせください。

グッドリビング友の会再入会

ご加入者様から直接Good Living友の会事務局へお問合せください。

2 お 払 込 方 法（一時払いのみ） 推奨:Good Living 友の会登録口座引落

1. Good Living 友の会登録口座引落 推奨

1年契約（新規・更新）の場合のみ

●更新の 1 年契約で一時払いの場合は、Good Living 友の会登録口座引落になります。
●加入依頼書に Good Living 友の会会員番号を必ずご記入ください。
●2025 年 11 月 10 日（月）にお払い込みいただくべき金額が Good Living 友の会登録口座から引き落とされます。
※名義相違の場合は、引落ができかねますので、ご留意ください。
※グッドリビング友の会で登録していただいている口座についてご不明点がございましたら、グッドリビング友の会事務局までお問い合わせください。

2. 直接振込

1年契約（新規）/中途加入

振込手数料は加入者様負担となります。

■ **振込先**　三井住友銀行東京中央支店
普通8932845
グッドリビング友の会（グッドリビングトモノカイ）

●1 年契約…2025 年 11 月 10 日（月）までにお振込ください。
●中途加入…補償開始月の前月末までにお振込ください。
●中途加入の方も保険料に年間事務手数料2,000円＋消費税を加えてお振込ください。
●振込依頼書をご利用いただくこともできます。取扱非幹事代理店へお問い合わせください。
※お振込みの際には、振込人名の前に「課支社代理店コード（8ケタ）」と「Good Living 友の会会員番号（6ケタ）」を入れてください。

■対象工事

P.20～P.34に記載の各保険の重要事項説明書をご参照ください。

■お支払いの対象とはならない主なもの

P.20～P.34に記載の各保険の重要事項説明書をご参照ください。

■事故の報告

P.35に記載の「事故の報告」に基づいて、事故発生の日時、場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容等必要事項について、遅滞なく電話・FAXまたは書面にて取扱非幹事代理店または引受保険会社にご連絡ください。
※特約条項に定めのない事項については特約条項の趣旨に反しない限り、普通保険約款・特別約款の規定を適用します。
普通保険約款等に関しては会員サイト「Good Living友の会ネット」をご参照いただくか、取扱非幹事代理店へご照会ください。

■お支払いの対象となる事故と保険期間の関係

建設工事保険（建工）……
保険期間（補償期間）内に発生した不測かつ突発的な事故によって保険の対象に損害が生じた場合保険金をお支払いいたします。
請負業者賠償責任保険（請賠）……
保険期間（補償期間）内に対人、対物事故が発生した場合にお支払いとなります。
生産物賠償責任保険（生産物賠）……
保険期間（補償期間）に対人、対物事故が発生した場合にお支払いとなります。
動産総合保険（水災危険担保特約付）……
保険期間（補償期間）に保険の対象に事故が発生した場合にお支払いとなります。

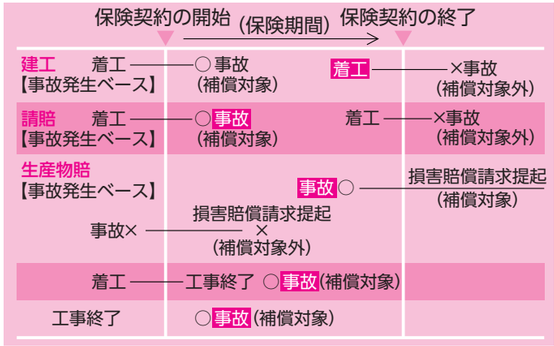

※保険期間（補償期間）は種目やコースによって異なりますので、P.20～P.34の重要事項説明書をご覧下さい。
※中途解約（脱退）をされたときは、その会員様の対象工事の保険責任期間は、上記にかかわらず、その解約（脱退）日をもって終了いたします。

建設工事保険 重要事項説明書

1. 対象工事

(1) この保険契約に加入したGood Living友の会の会員(以下「加入者」といいます)が保険期間中に施工しているすべてのビル、住宅等の建築工事(増築、改築、改装、改修、リフォーム工事を含みます。)とします。

(2) 次に掲げる工事は、この特約条項の対象工事から除外するものとします。
① 共同企業体(ジョイントベンチャー)方式による工事における分担施工方式の工事で、被保険者が施工する部分以外の工事
② 解体、分解、撤去または取片づけのみの工事
③ 鋼構造物または土木工事を主体とする工事等の建築工事以外を主体とする工事(ただし、外構(エクステリア)工事を除きます)
④ 海外で行う工事
⑤ 請負金額が100億円を超える工事
⑥ 保険始期日時点で着工している工事でかつGood Living友の会を契約者とする他の保険契約の対象工事となっている工事

2. 被保険者(保険の補償を受けられる方)

発注者、受注者 (元請業者)、下請負人となる専門工事業者、機材のメーカーや供給者等、すべての工事関係者とします。なお、保険の対象 (工事用仮設物や工事用仮設材等)にリース・レンタル物件が含まれている場合は、リース・レンタル業者も被保険者に含まれます。

3. 保険金を支払う場合

(1) 引受保険会社は、対象工事における工事現場すべて(以下「工事現場」といいます)において、不測かつ突発的な事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。

(2) 引受保険会社は、(1) の損害保険金が支払われる場合において、その事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用(解体費用、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用のうち、9.保険金の支払額(1)に含まれないものをいいます。以下「残存物取片づけ費用」といいます)に対して、この約款に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

(3) 引受保険会社は、(1)の損害保険金が支払われる場合において、その事故によって保険の対象が損害を受けたために、臨時に生じる費用に対して臨時費用保険金を支払います。

(4) (基本・充実コースのみ) 引受保険会社はメンテナンス期間中に、次のいずれかに該当する事故によって引渡しの完了した保険の対象 (以下 「保険の対象」といいます)について生じた損害に対して、この特約条項に従い、保険金を支払います。
① 保険の対象となる工事の請負契約に従って被保険者(保険証券記載の工事の発注者(以下「発注者」といいます。)を除きます。以下同様とします。)が行う修補作業の拙劣その他の修補作業中の過失による不測かつ突発的な事故
② 保険の対象についてその引渡しの時 (引渡しを要しない場合は、その工事の完成の時) 以前の工事期間中に工事現場において発生した施工(試運転および負荷試験を含みます。以下同様とします。)の欠陥による不測かつ突発的な事故
③ 保険の対象の設計、材質または製作の欠陥による不測かつ突発的な事故

(5) (充実コースのみ) 引受保険会社は、P26①～③の損害の原因となる地震、噴火、地震もしくは噴火による火災、破裂もしくは爆発または地震もしくは噴火による津波、洪水その他の水災によって生じた損害に対して、地震危険担保特約により損害保険金が支払われます。損害保険金が支払われる場合に「地震危険残存物取片づけ費用保険金」が支払われます。

4. お支払いの対象となる主な損害

(1) 工事中の保険の対象に生じた損害
工事現場における不測かつ突発的な事故によって保険の対象に生じた損害を補償します。
例えば、
● 火災・爆発による損害(建築中の建物が放火のために焼失した)
● 盗難(損害発生後30日以内に知ることのできたものに限ります)による損害(工事現場に保管していた木材が盗まれた)
● 作業ミスによる損害(屋根瓦を取付け工事中、誤って資材を落とし、壊してしまった)
● 暴風雨による損害(台風で足場が吹き飛んだ)
● 高潮、洪水等の水災による損害
● 雪災(融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます)による損害
● 不測かつ突発的な風、雨、雹またはこれらのものの漏入損害(風、雨等の漏入損害担保特約(全コースに付帯)で補償の対象となります)
● 地震または噴火による火災、破裂または爆発によって生じた損害(地震危険担保特約(充実コースに付帯)で補償の対象となります)
● 地震または噴火によって生じた損壊、埋没または流失の損害(地震危険担保特約(充実コースに付帯)で補償の対象となります)
● 地震または噴火による津波、洪水その他の水災によって生じた損害(地震危険担保特約(充実コースに付帯)で補償の対象となります。

(2) 引渡しの完了した保険の対象に生じた損害(充実コース・基本コースのみ)メンテナンス期間中に、不測かつ突発的な次に掲げる事故によって引渡しの完了した保険の対象に生じた損害を補償します。
● 被保険者(発注者は除きます)が工事の請負契約に従って行う修補作業の拙劣その他の修補作業中の過失による事故
● 保険の対象についてその引渡しの時以前の工事期間中に工事現場において発生した施工の欠陥に起因する事故
● 保険の対象の設計、材質または工場製作の欠陥に起因する事故

5. 保険金を支払わない場合(詳しい内容につきましては、約款をご覧ください)

(1) 引受保険会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金(損害保険金、残存物取片づけ費用保険金、臨時費用保険金、地震危険残存物取片づけ費用保険金(充実コースのみ)をいいます。以下同様とします)を支払いません。
① 保険契約者、被保険者 (保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関) もしくはこれらの者の代理人または工事現場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関) またはその者の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
③ 雪の吹込み、浸み込みまたは漏入によって保険の対象に生じた損害
ただし、3. 保険金を支払う場合 (1) の事故によって保険の対象または保険の対象を収容する建物が破損したために生じた吹き込み等損害を除きます。
④ 寒気、霜または氷(雹ひょうは含まれません)によって生じた損害
⑤ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によって生じた損害については、この規定は適用しません。
⑥ 残材調査の際に発見された紛失または数量の不足の損害
⑦ 保険の対象が保険証券記載の工事以外の用途に使用された場合において、その使用によってその使用部分に生じた損害
⑧ 保険の対象の性質もしくは瑕疵またはその自然の消耗(さび、スケール等を含みます)もしくは劣化の損害
⑨ 被保険者が保険の対象の工事に関して、完成期限または納期の遅延、能力不足その他の理由による債務不履行により、損害賠償責任を負担することにより被った損害
⑩ 工事用仮設材として使用される矢板、杭、H型鋼その他これらに類する物の打込みもしくは引抜きの際において生じた曲損もしくは破損または引抜き不能の損害
⑪ ソフトウェアまたはプログラム等の無体物に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合は、この規定を適用しません。
⑫ サイバー攻撃に起因する損害 (損失または費用を含みます) ただし、サイバー攻撃により火災または破裂もしくは爆発が発生した場合を除きます。

(2) 引受保険会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害 (これらの事由によって発生した3. 保険金を支払う場合 (1) の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。) に対しては、保険金を支払いません。
① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます)
② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波(ただし、充実コースを除きます)
③ 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下③において同様とします)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
⑤ 地震危険担保特約でお支払いの対象となる事故による保険の対象に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、落書きその他単なる外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害(充実コースの場合)

(3) 引受保険会社は、次のいずれかに該当する費用に対しては、保険金を支払いません。
① 湧水の止水または排水費用
② 保険の対象の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去するための費用

(4) 引渡しの完了した保険の対象に生じた損害(充実コース・基本コースのみ)に付帯のメンテナンス期間に関する特約
① 上記(1)～(3)でお支払の対象とならない損害の他、次に掲げる損害または費用に対しては、保険金を支払いません。
●被保険者が、法律上または工事の請負契約上発注者に対し自己の費用で復旧すべき責任を負わない損害
●ご契約者、被保険者または工事現場責任者が事故発生前にすでに知っていた、もしくは重大な過失により知らなかった保険の対象の設計、材質、工場製作または施工の欠陥に起因する事故によって生じた損害
●消耗、摩耗、腐食、浸食、劣化の損害およびこれらに起因してその部分に生じた損害
② 次に掲げる事由によって生じた損害 (これらの事由によって発生した事故が延焼、拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます)に対して、保険金を支払いません。
●地震もしくは噴火またはこれらによる津波
●暴風雨、高潮、洪水、内水氾濫、落雷、冷害、氷害、雪害またはこれらに類似の自然変象
③ メンテナンス期間に関する特約条項で補償すべき損害が生じた場合、その損害が生じた工事の目的物および保険の対象であるこれらと同種、同仕様の工事の目的物について、その損害の発生日以降、同一の欠陥に起因する事故によって生じた損害に対しては保険金を支払いません。

6. 保険の対象の範囲

(1) この保険契約における保険の対象は、工事現場における次に掲げる物(ただし、(2)および(3)に掲げる物を除きます)に限ります。
① 保険証券記載の工事の目的物
② ①に付随する支保工、型枠工、支持枠工、足場工、土留工、防護工その他の仮工事の目的物
③ ①または②の工事のために仮設される電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備および保安設備(以下「工事用仮設物」といいます)
④ 現場事務所、宿舎、倉庫その他の工事用仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品(家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具に限ります)
⑤ 工事用材料および工事用仮設材

(2) (1)③から⑤までに掲げる物は、保険証券記載の工事専用でない場合には、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれません。

(3) 次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。
① 据付機械設備等の工事用仮設備(据付費および付帯設備工事費を含みます)および工事用機械器具ならびにこれらの部品
② 航空機、船舶、水上運搬用具、機関車または自動車その他の車両
③ 設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券その他これらに類する物

7. 保険金額

個々の対象工事ごとに請負金額(請負金額に支給材料の金額が含まれていないときはその金額を請負金額に加算していただく必要があります。また、保険の対象に含まれない工事の金額が算入されているときはその金額を控除し、出精値引がなされている場合はその金額を加算していただく必要があります。以下、同様とします)といたします。

8. 暫定保険金額

加入申込時に把握可能な最近の会計年度 (1年間) に施工した全ての対象工事の完成工事高総額 (支給材料の金額が算入されていないとき、または出精値引がなされている時はその金額を加算し、保険の対象に含まれない工事の金額が算入されているときはその金額を控除します)とします。

9. 保険金の支払額

次の保険金をお支払いいたします。

●損害保険金
損害保険金(＊1)=復旧費−残存物価額+損害の拡大防止費用−免責金額
(＊1) 1回の事故につき、対象工事の保険金額を限度としてお支払いたします(ただし、地震危険担保特約(充実コースのみ)で補償する事故によって保険金をお支払する場合は、「復旧費−残存物価額−免責金額」の額に30%を乗じた額を対象工事ごとの保険金額×30%の額を限度としてお支払いたします。また、雪災、「風、雨等の漏入損害担保特約」により損害保険金が支払われる場合は1回の事故につき対象工事の保険金額または1,000万円のいずれか低い額がお支払いの限度になります)。
ただし、外構 (エクステリア) 工事については、1回の事故につき外構工事の保険金額または1,000万円がお支払の限度になります。なお、外構工事について地震危険担保特約で保険金をお支払する場合は、「復旧費−残存物価額−免責金額」の額に30%を乗じた額を対象工事ごとの保険金額の30%または1,000万円のいずれか低い額を限度として支払います。

(1) 復旧費
損害の生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために直接要する再築、再取得または修理の費用
※ 復旧費は、請負金額の内訳書を基礎として算出いたしますが、内訳書に損料または償却費を計上した工事用仮設材、工事用仮設物、工事用仮設建物および工事用仮設建物に収容されている什器・備品については時価額によって定めます。
また、次に掲げる費用は復旧費に含みません。
a. 仮修理費。ただし、引受保険会社が、本修理の一部をなすと認めた費用は復旧費に含めます。
b. 排土・排水費用。ただし、引受保険会社が、復旧費の一部をなすと認めた費用は復旧費に含めます。
c. 工事内容の変更または改良による増加費用
d. 保険の対象の損傷復旧方法の研究費用
e. 保険の対象の復旧作業の休止または手待ち期間の手待ち費用

(2) 残存物価額
損害の生じた保険の対象の残存物の価額(時価額)をいいます。

(3) 損害の拡大防止費用(＊2)
損害の拡大を防止するために必要または有益な費用(ただし、引受保険会社が承認したものに限ります)をいいます。

(4) 免責金額
工事期間中の免責金額：充実コース・基本コース　5万円(火災、落雷、破裂、爆発により補償される事故の場合はなし)
限定Ⅱコース　10万円(火災、落雷、破裂、爆発により補償される事故の場合はなし)
メンテナンス期間中の免責金額(充実コース・基本コースのみ)：損害の20%に相当する額
または50万円のいずれか高い額
地震危険担保特約の免責金額：充実コース　5万円

● 残存物取片づけ費用保険金(*2)
損害保険金が支払われる場合、損害が生じた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用を損害保険金の6%に相当する額を限度としてお支払いいたします。

● 臨時費用保険金(*2)
損害保険金が支払われる場合、1回の事故につき損害保険金の20%に相当する額または100万円のいずれか低い額をお支払いいたします。

● 地震危険残存物取片づけ費用保険金(充実コースのみ)
地震危険担保特約により損害保険金が支払われる場合、その事故によって損害が生じた保険の対象の残存物（噴火による火山灰は含みません）の取片づけに必要な費用（取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます）に対して、地震危険担保特約により支払われる損害保険金の10%に相当する額を限度に地震危険残存物取片づけ費用保険金をお支払いします。
(*2) 水災、雪災、「風、雨等の漏入損害担保特約」および地震危険担保特約(充実コースのみ)により損害保険金が支払われる場合は、お支払いの対象となりません。

※本保険でお支払いの対象となる損害が、特約火災保険契約(*3)において保険金のお支払いの対象となる場合は、本保険における保険金(特約火災保険契約が締結されていないものとして算出した額とします）から、特約火災保険契約における保険金（本保険契約が締結されていないものとして算出した額とします)を差し引いた額をお支払いいたします。
(*3) 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等特約火災保険契約、独立行政法人都市再生機構分譲住宅等特約火災保険契約、独立行政法人福祉医療機構承継融資物件等特約火災保険契約、勤労者財産形成融資住宅特約火災保険契約または沖縄振興開発金融公庫融資住宅等特約火災保険契約をいいます。

※上記以外の他の保険契約等がある場合
この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契約等」といいます)がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

10. 保険責任の始期および終期
(1) 工事期間中の保険責任期間
対象工事ごとに保険期間の初日の午後4時または加入者が工事に着工した時(工事に着工した後でも、工事用材料および工事用仮設材については、工事現場において輸送用具からその荷卸しを完了した時とします）のいずれか遅い時に始まり、保険期間の末日の午後4時または工事の目的物の引渡しの時(工事の目的物の引渡しを要しない場合は、その工事が完成した時とします)のいずれか早い時に終わります。
(2) メンテナンス期間中の保険責任期間(充実コース・基本コースのみ)
対象工事ごとに工事の目的物の引渡しの時に始まり、請負契約上の保証責任が終了した時に終わります。ただし12カ月を限度とします。

11. 保険料の精算
原則として、保険期間終了後の精算は行いません。

請負業者賠償責任保険の補償内容
1. 対象工事
加入者が日本国内において施工するビル、住宅等の建築工事（増築・改築・改装・改修・リフォーム工事を含みます)。ただし、次の工事を除きます。
(1) 記名被保険者が他の者と共同企業体を構成して行う工事（以下「JV工事」といいます）のうち、共同施工方式で、記名被保険者が代表会社または幹事会社でないもの
(2) JV工事のうち、分担施工方式で、記名被保険者以外の者が行う工事部分
(3) 解体、撤去、分解または取片付けを主体とする工事
(4) 鋼構造物を主体とする工事
(5) 土木工事を主体とする工事(外構(エクステリア)工事を除きます)
(6) 請負金額が100億円を超える工事

2. 被保険者(加入者・保険の補償を受けられる方)
(1) 記名被保険者(加入者)
(2) 記名被保険者および記名被保険者の下請負人の使用人
(3) 記名被保険者および記名被保険者の下請負人が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関
(4) 記名被保険者が自然人である場合は、その同居の親族
(5) 記名被保険者のすべての下請負人
(6) 対象工事の発注者
※ 上記(1)～(6)の被保険者相互間においては下記のとおりです。
● 充実・基本・限定I・流通店コース
・ 他人の財物による損害について、記名被保険者等相互間における他の被保険者は、賠償責任保険普通約款(以下「普通保険約款」といいます)第1条（保険金を支払う場合）の「他人」とみなします。この場合においては、支払限度額に関する規定を除き、この保険契約の規定を被保険者ごとに個別に適用します。
・ 他人の身体の障害による損害については、包括契約特約条項第2条の被保険者(1)①の記名被保険者または⑤の記名被保険者のすべての下請負人が、同(1)⑥の対象工事の発注者に対して法律上の損害賠償責任を負う場合に限り、発注者を普通保険約款第1条(保険金を支払う場合)の「他人」とみなします。

3. 保険責任期間
2025年12月10日午後4時に始まり2026年12月10日午後4時に終わります。ただし、中途加入の場合の保険責任は、お申込手続きの方法によって別途定める補償開始月の10日午後4時に始まり2026年12月10日午後4時に終わります。

4. 保険金を支払う場合
対象工事（流通店コースにおいては建築資材等の販売業務も対象となります）の遂行に起因し、または対象工事（流通店コースにおいては建築資材等の販売業務も対象となります)の遂行を目的とし記名被保険者等が一時的に所有・使用・管理する全ての不動産・動産(施設)に起因し、保険期間中に日本国内において通行人や周辺住民等の他人の身体・生命を害したり(対人事故)他人の財物を損壊した(対物事故)場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(法律上の賠償金、訴訟・示談に要する争訟費用等)に対して保険金をお支払いいたします。
※ 記名被保険者等とは上記2(1)(5)(6)のとおりです。
● 下記特約は充実コース・基本コース・限定Ⅰコース・流通店コースにセットされています。
・ 管理下財物損懐担保特約……電気配線工事中に、誤って作業していた基盤を破損してしまった。こんなときの基盤の所有者に対する賠償リスクを補償します。
記名被保険者等が占有・使用する、直接作業に加えているまたは借りている財物(*1）の損懐について、被保険者は正当な権利（所有権等）を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担した場合に、保険金をお支払いします。
(*1) リース・レンタル財物および支給財物は含まれません。
● 下記特約は充実コース・基本コース・限定Iコースにセットされています。
・ 初期対応費用担保特約……対人、対物、人格権侵害事故の対象となりうる事故が生じた場合、結果として法律上の賠償責任が生じなかった場合であっても、その初期対応のために被保険者が支出した社会通念上妥当と認められる以下の費用を補償します。事故現場の保存・原因調査・事故現場の取り片付け費用、加入者の役員または使用人を事故現場に派遣するための交通費・宿泊等の費用、通信費、被害者に対して支出する次の費用(ア)身体障害見舞費用・(イ)風災見舞費用、書面による当会社の事前の同意を得て支出された新聞等へのお詫び広告の掲載費用、その他上記に準ずる費用(ただし、アとイ以外で加入者が支払った見舞金または見舞い購入費用を含みません)。
・ 訴訟対応費用担保特約……対人、対物、人格権侵害事故に起因して、第三者から日本の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起されたことによって被保険者が支出した被保険者の使用人の超過勤務手当、増設コピー機のリース代、事故原因調査費用、意見書・鑑定書作成費用等の応訴に必要な社会通念上妥当と認められる所定の費用を補償します。
・ 人格権侵害担保特約……対象工事遂行や施設管理等、対象となる所定の事由に伴い保険期間中に日本国内で行われた次の不当な行為により、他人の自由、名誉またはプライバシーを侵害した場合に被保険者が負担する法律上の損害賠償責任を補償します。
→ 不当な身体の拘束
→ 口頭・文書・図画等による表示
※ 採用、雇用、解雇に関して行われた不当行為、広告宣伝活動等によるもの等は対象ではありません。
●下記特約は充実コース・基本コース・流通店コースにセットされています。
・ 事業用施設危険担保特約……記名被保険者等が所有、使用、管理する、対象工事（流通店コースにおいては建築資材等の販売業務も対象となります）遂行のために常時設置されている事務所等の事業用施設や事業用施設の用法に伴う付随業務（事務等）の遂行に起因して生じた対人・対物事故について被保険者が負担する法律上の損害賠償責任を補償します。ただし事業用施設の漏水に起因するもの等、補償の対象とならないものもございます。

5. 保険金を支払わない場合(詳しい内容につきましては、約款をご覧ください)
① ご契約者、被保険者の故意
② 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
③ 地震、噴火、洪水、津波または高潮
④ 他人との特別の約定によって加重された賠償責任
⑤ 排水・排気(煙を含みます)に起因する賠償責任
⑥ 管理下財物のうち、リース等の賃貸借契約で借りている建設機械等の財物、仕事の遂行のために支給された資材、現金、美術品類、その他の所定の財物の損壊について、その財物の正当な権利を有する方に対して賠償責任を負担することによる損害
⑦ 労災事故(被保険者の使用人が被保険者の作業従事中に被った身体障害事故)に起因する賠償責任
⑧ 地下工事、基礎工事、土地の掘削工事に伴う、地盤変動、土砂崩れ、振動等による土地の工作物、その収容物もしくは付属物または植物または土地の損壊に起因する損害等
⑨ 自動車、原動機付自転車、航空機の所有、使用または管理に起因する損害（*作業場内工作車に該当する自動車・事業用施設内専用車（構内専用車）に該当する車両に起因する事故や、管理下財物に該当する自動車・原動機付自転車の損壊事故については補償対象となる場合もございますので、詳細はお問い合わせください）
⑩ 仕事（対象工事（流通店コースにおいては建築資材等の販売業務も対象となります)）の終了または引き渡し等の後、その仕事にミスがあったなど仕事の結果により生じた事故による損害
—これは「生産物賠償責任保険」の対象となります
⑪ ちり、ほこり、騒音に起因する損害
⑫ 石綿(アスベスト)、石綿の代替物質等の発がん性その他の有害な特性に起因する損害
⑬ 汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出・放出(ただし、突発的な事故を原因として不測かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見され、通知されたものは、お支払いの対象となります)または廃棄物の不法投棄・不適正な処理
⑭ 核燃料物質・核原料物質・放射性元素・放射性同位元素等による有害な特性またはその作用（放射能汚染、放射線障害を含みます）(ただし、医学・産業用の放射性同位元素の使用・貯蔵・運搬による損害であり、法令違反がなかった場合は、お支払いの対象となります)
⑮ 飛散防止対策等、損害発生の予防措置を取らずに行われた作業による塗料その他の塗装用材料、鉄粉、鉄錆または火の粉の飛散または拡散に起因する損害。ただし、塗装用容器または作業用具の落下または転倒による場合を除きます。
⑯ サイバー攻撃に起因する損害または損失　等

生産物賠償責任保険の補償内容
1. 対象事故
加入者が日本国内において施工するビル、住宅等の建築工事（増築・改築・改装・改修・リフォーム工事を含みます)。ただし、次の工事を除きます。
(1) 記名被保険者が他の者と共同企業体を構成して行う工事（以下「JV工事」といいます）のうち、共同施工方式で、記名被保険者が代表会社または幹事会社でないもの
(2) JV工事のうち、分担施工方式で、記名被保険者以外の者が行う工事部分
(3) 解体、撤去、分解または取片付けを主体とする工事
(4) 鋼構造物を主体とする工事
(5) 土木工事を主体とする工事(外構(エクステリア)工事を除きます)
(6) 請負金額が100億円を超える工事

2. 被保険者(保険の補償を受けられる方)
(1) 記名被保険者(加入者)
(2) 記名被保険者および記名被保険者の下請負人の使用人
(3) 記名被保険者および記名被保険者の下請負人が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関

(4) 記名被保険者が自然人である場合は、その同居の親族
(5) 記名被保険者のすべての下請負人
(6) 対象工事の発注者
※ 上記(1)～(6)の被保険者相互間においては下記のとおりです。
● 充実・基本・限定I・流通店コース
この保険契約において、被保険者相互間における他の被保険者は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます)第1条(保険金を支払う場合) の「他人」とみなします。当会社が支払う保険金の額は、被保険者の数にかかわりなく、加入者証記載の支払限度額をもって限度とします。

3. 保険責任期間

2025年12月10日午後4時に始まり2026年12月10日午後4時に終わります。ただし、中途加入の場合の保険責任は、お申込手続きの方法によって別途定める補償開始月の10日午後4時に始まり2026年12月10日午後4時に終わります。

4. 保険金を支払う場合

対象工事 (流通店コースにおいては建築資材等の販売業務も対象となります) (仕事) を行った後、その仕事の結果に起因して、保険期間中に日本国内において他人の身体・生命を害したり、(対人事故)他人の財物を損壊した(対物事故)ために、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(法律上の賠償金の支払いや訴訟・示談に要する争訟費用等)に対して保険金をお支払いします。
●下記特約は充実コース・基本コース・限定Iコース・流通店コースにセットされます。
・仕事の目的物自体の損壊担保特約……仕事の目的物のうち事故原因となった作業が加えられた (加えられるべきだった) 財物の最小ユニット部分自体の損壊または損壊によるその使用不能について、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任を補償します。ただし、その財物が特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約条項に基づき保険金支払の対象となる事故(他人の身体障害または財物の損壊に限ります)の原因となったものである場合に限ります。
● 下記特約は充実コース・基本コース・限定Iコースにセットされます。
・回収費用に関する特約……日本国内に存在する仕事の目的物またはこれらが一部をなすその他の財物について、仕事の目的物のかしに起因し、かつ対人・対物事故を発生させたものと同種の仕事の目的物に対してなされる措置である場合に限り、行った回収、検査、修理、交換等に要した費用を被保険者が負担したことによる損害を補償します。(事故発生やそのおそれを知った場合には事故の拡大・発生の防止のために遅滞なく回収等の措置を講じていただく必要がございますが、この特約での補償条件に合致しない費用に対しましては保険金は支払われませんのでご注意ください)
・ 初期対応費用担保特約……「請負業者賠償責任保険の補償内容」に記載の内容をご参照ください。
※風災見舞費用は請負業者賠償責任保険に付帯される場合のみ適用します。
・ 訴訟対応費用担保特約……「請負業者賠償責任保険の補償内容」に記載の内容をご参照ください。
・ 人格権侵害担保特約……「請負業者賠償責任保険の補償内容」に記載の内容をご参照ください

5. 保険金を支払わない場合(詳しい内容につきましては、約款をご覧ください)

① ご契約者、被保険者の故意
② 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
③ 地震、噴火、洪水、津波または高潮
④ 他人との特別の約定によって加重された責任
⑤ 排水・排気(煙を含みます)に起因する賠償責任
⑥ 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造し、販売し、もしくは提供した生産物または行った仕事の結果
⑦ 日本国外において発生した事故
⑧ 石綿(アスベスト)、石綿の代替物質等の発がん性その他の有害な特性に起因する損害
⑨ 汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出・放出(ただし、突発的な事故を原因として不測かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見され、通知されたものは、お支払いの対象となります)または廃棄物の不法投棄・不適正な処理
⑩ 核燃料物質・核原料物質・放射性元素・放射性同位元素等による有害な特性またはその作用 (放射能汚染、放射線障害を含みます) (ただし、医学・産業用の放射性同位元素の使用・貯蔵・運搬による損害であり、法令違反がなかった場合は、お支払いの対象となります)
⑪ 被保険者による生産物または仕事の目的物の効能または性能に関する不当な表示 (実際よりも著しく優良であると示すことをいいます) または虚偽の表示
⑫ サイバー攻撃に起因する損害または損失　　等

賠償責任保険(請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険)のお支払いする保険金の種類、およびお支払い方法

(1)次のような損害賠償金や諸費用に対して保険金をお支払いします。

① 法律上被害者に支払うべき損害賠償金(治療費、慰謝料、修理費　　等)
＊賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要になります。
② 弁護士費用などの争訟費用
＊支出前に引受保険会社の同意が必要になりますのでご注意ください。
③ 賠償責任がないと判明した場合において、応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用および予め引受保険会社が同意を得て支出したその他の費用
④ 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて、引受保険会社への協力のために支出された費用
⑤ 他人から損害賠償を受けられる場合に、その権利の保全または行使手続きのためまたは既に発生した事故に係る損害の発生・拡大を防止するために必要または有益な費用
＊支出前に引受保険会社の同意が必要になりますのでご注意ください。

(2)保険金のお支払い方法

・ ① (1)①は、(1)①に係る損害額から免責金額(自己負担額)を控除して支払限度額を限度にお支払いします。
・ ② (1)②～⑤は、原則としてその実額をお支払いします。ただし、(1)②については(1)①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の①損害賠償金に対する割合によって削減してお支払いします。
<特約に関する保険金のお支払い方法>
・ 管理下財物損壊担保特約、事業用施設危険担保特約：主契約の中で合わせて補償されますため、上述の(2)①②と同様です。免責金額・支払限度額は主契約部分と共有で適用されます。
・ 人格権侵害担保特約：上述の(2)①②と同様です。免責金額・支払限度額は特約固有のものが適用されます。
・ 初期対応費用担保特約、訴訟対応費用担保特約：それぞれの特約ごとに、その対象となる損害の合計額から免責金額を控除した額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いいたします(免責金額・支払限度額は特約固有のものが適用されます)。
・ 仕事の目的物自体の損壊担保特約：上述の(2)①②と同様ですが、損害賠償金について主契約の支払限度額の内枠において特約固有の免責金額・支払限度額が適用されます。
・ 回収費用に関する特約：対象となる損害の合計額から免責金額を控除した額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いいたします (主契約の支払限度額の内枠において特約固有の免責全額・支払限度額が適用されます)。
※ ご加入コース・特約についての支払限度額・免責金額は、本パンフレット内でご確認ください。なお、補償内容の詳細は保険約款によりますので、ご不明な点はお問い合わせください。

動産総合保険の補償内容

(1)保険金のお支払方法

① 損害保険金
お支払いの対象とならない損害を除き、不測かつ突発的な事故により、保険の対象に発生した損害について保険金をお支払いします。
【保険の対象】

保管場所が資材倉庫等工事現場外の建物である被保険者所有の建築用材料(工事現場までの輸送中を含みます。)。
ただし、足場材、足場金具等工事現場での作業のために使用される資材は保険の対象に含みません。

<支払いする損害保険金>
保険金額(200万円)を限度とします。ただし保険金額が時価額(注)を超える場合は、時価額を限度とします。
全損(全部損害)の場合、時価額もしくは保険金額のいずれか低い額とします。
分損(一部損害)の場合、通常の修理費用を損害額とし、免責金額(5万円)を控除してお支払いします。ただし、修理の結果、事故発生直前の状態よりも時価額が増加した場合は、増加額に相当する額を控除したものを損害額とします。
なお、時価額が200万円を超える場合、保管中の事故による損害は以下の計算式により損害保険金を算出します。

$$損害保険金=(損害額-免責金額)\times\frac{200万円}{時価額}$$

(注) 時価額とは、損害の生じた地および時における保険の対象の価格をいい、同等の物を新たに作成あるいは購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除した金額となります。保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されず、ご契約は満期まで有効です。
※ 臨時費用保険金はお支払いいたしません。
② 残存物取片づけ費用保険金
損害保険金が支払われる場合に、保険の対象 (ご契約の対象となる動産) の残存物の取片づけ費用をお支払いします。損害保険金の10%を限度として実際にかかった費用の総額をお支払いします。
残存物取片づけ費用保険金と損害保険金との合計額が保険金額を超過する場合にもお支払いします。
③ 損害拡大防止費用
保険金を支払うべき損害が発生した場合 (水災事故の場合を除きます) に、損害の拡大防止または軽減のために要した費用のうちで必要または有益であったものを、保険金額(時価額が保険金額より低い時は時価額)から損害保険金の額を差し引いた残額を限度にお支払いします。
④ 権利保全費用
引受保険会社が保険金を支払うのと引き換えに取得する第三者から損害賠償等を受けられる権利の保全もしくは行使または証拠および書類の入手のために必要な費用をお支払いします。

(2)保険金をお支払いできない主な場合(詳しい内容につきましては、約款をご覧ください)

次のような損害については、保険金をお支払できません。
① ご契約者、被保険者、保険金受取人またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
③ 保険の対象のかしによって生じた損害
④ 保険の対象の自然の消耗･劣化、ボイラスケール、保険の対象の性質による蒸れ、腐敗、変色、変質、さび、かび、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によってその部分に生じた損害
⑤ 保険の対象の置き忘れ、紛失、万引きによって生じた損害
⑥ 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
⑦ 保険の対象に加工を施した場合、保険の対象に加工着手後に生じた損害
⑧ 電気的または機械的事故によって保険の対象に生じた損害 (火災または破裂・爆発が発生した場合や不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合を除きます)
⑨ 保険の対象の修理、清掃、解体、据付、組立、点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 (火災または破裂・爆発が発生した場合を除きます)
⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって保険の対象に生じた損害
⑪ 使用人等の不正行為によって生じた損害
⑫ 汚れ、すり傷、かき傷、塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって保険の対象の機能に支障をきたさない損害 (これらの損害が他の損害と同時に発生した場合を除きます)
⑬ 強盗、窃盗またはこれらの未遂によって、建物または固定式の屋外タンク内に収容されていない保険の対象について生じた盗取、損傷または汚損の損害
⑭ ブラウン管、電球等の管球類のみに生じた損害(保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます)
⑮ サイバー攻撃(＊1)に起因する損害(損失または費用を含みます)次のいずれかに該当する場合を除きます。
●サイバー攻撃(＊1)により火災または破裂もしくは爆発が発生した場合
●保険契約者または被保険者が個人(個人事業主を除きます)の場合
(＊1) コンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為(正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含みます)をいい、次の行為を含みます。
a. コンピュータシステムへの不正アクセス
b. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為
c. マルウェア等の不正なプログラムまたはソフトウェアの送付またはインストール(他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます)
d. コンピュータシステムで管理される磁気的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為
等

特約一覧表（グッドリビング友の会工事保険のコース別にセットされる主な特約です）○：特約有り ×：特約無し ー：コース対象外

	特約名称	補償内容	基本	限定Ⅰ	限定Ⅱ	充実	流通店
請負業者賠償責任保険	**管理下財物損壊担保特約** （免責金額・支払限度額は、主契約部分と共有で適用されます）	管理下財物（リース建機、支給資材、現金・貴重品等を除きます）の損壊に起因するその所有者等に対する法律上の損害賠償責任を補償します。	○	○	ー	○	○
	事業用施設危険担保特約 （免責金額・支払限度額は、主契約部分と共有で適用されます）	所有・使用・管理する事業用施設（施設内の昇降機を含む）、または、事業用施設の用法に伴う付随業務の遂行に起因して生じた対人・対物事故により負担する法律上の損害賠償責任を補償します。	○	×	ー	○	○
	被保険者間交差責任担保特約 （FullWay）	・他人の財物による損害について、記名被保険者等相互間における他の被保険者は、賠償責任保険普通約款（以下「普通保険約款」といいます）第１条（保険金を支払う場合）の「他人」とみなします。この場合においては、支払限度額に関する規定を除き、この保険契約の規定を被保険者ごとに個別に適用します。 ・他人の身体の障害による損害については、包括契約特約条項第２条（１）記載の記名被保険者またはそのすべての下請負人が包括契約特約条項第２条（１）記載の対象工事の発注者（以下「発注者」といいます）に対して法律上の損害賠償責任を負う場合に限り、発注者を普通保険約款第１条（保険金を支払う場合）の「他人」とみなします。	○	○	ー	○	○
生産物賠償責任保険	**仕事の目的物自体の損壊担保特約** POINT 〔支払限度額（主契約の内枠）： １事故かつ保険期間中500万円 免責金額：１事故につき5万円〕	生産物賠償責任保険の、その仕事の目的物のうち事故原因となった作業が加えられた（加えられるべきであった）財物の最小ユニット部分の損壊または損壊によるその使用不能についての法律上の損害賠償責任を補償します。ただし、その財物が特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定に基づき保険金支払の対象となる事故（他人の身体障害または財物の損壊に限ります）の原因となったものである場合に限ります。	○	○	ー	○	○
	回収費用に関する特約 〔支払限度額（主契約の内枠）： １事故かつ保険期間中500万円 免責金額：１事故につき5万円〕	日本国内に存在する仕事の目的物またはこれらが一部をなすその他の財物について、仕事の目的物のかしに起因し、かつ対人・対物事故を発生させたものと同種の仕事の目的物に対してなされる措置である場合に限り、行った回収、検査、修理、交換等に要した費用を被保険者が負担したことによる損害を補償します。（事故発生やそのおそれを知った場合には事故の拡大・発生の防止のために遅滞なく回収等の措置を講じていただく必要がございますが、この特約での補償条件に合致しない費用に対しましては保険金は支払われませんのでご注意ください）	○	○	ー	○	×
	被保険者間交差責任担保特約	この保険契約において、被保険者相互間における他の被保険者は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます）第1条（保険金を支払う場合）の「他人」とみなします。	○	○	ー	○	○
請負業者・生産物賠償共通	**初期対応費用担保特約** 〔１事故あたり支払限度額500万円 １事故あたり免責金額なし〕 ・うち身体障害見舞費用：1事故において被害者1名につき10万円限度 ・うち風災見舞費用：１被害世帯・法人等につき10万円、１事故につき100万円限度	法律上の損害賠償責任の有無が十分に判明しない段階であっても事故対応に要した社会通念上妥当と認められる次のような所定の初期対応費用を補償します。 ・事故現場の取り片付け費用 ・事故現場の保存・事故状況の調査・記録、原因調査、写真撮影の費用 ・加入者の役員・使用人を事故現場に派遣するために必要な交通費・宿泊費等の費用 ・被害者に対して支出する次の費用 （ア）身体障害見舞費用 （イ）風災見舞費用（請負業者賠償責任保険に付帯される場合のみ適用。生産物賠償責任保険には適用されません。） ・書面による当会社の事前の合意を得て支出された新聞等へのお詫びの広告の掲載費用 ・その他上記に準ずる費用。ただし、（ア）と（イ）以外で加入者が支払った見舞金または見舞品購入費用を含みません）	○	○	ー	○	×
	訴訟対応費用担保特約 〔１事故あたり支払限度額1000万円 １事故あたり免責金額なし〕	対象事故に起因して第三者から日本の裁判所に損害賠償請求訴訟を提起された場合に要した応訴のために必要な社会通念上妥当と認められる次のような所定の訴訟対応費用を補償します。 ・事故原因の調査費用、意見書・鑑定書作成費用 ・外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用等	ー	ー	ー	○	×
	〔１事故あたり支払限度額500万円 １事故あたり免責金額なし〕		○	○	ー	ー	×
	人格権侵害担保特約 〔１名・１事故・保険期間中の支払限度額100万円 １事故あたり免責金額なし〕	この保険で対象となる仕事等に伴い、保険期間中に行われた不当行為により、他人の自由・名誉・プライバシーを侵害したことにつき負担する法律上の損害賠償責任を補償します。	○	○	ー	○	×
建設工事保険	**地震危険担保特約（縮小支払方式）** **（1回の事故につき、対象工事ごとの保険金額×30%限度）**	①地震または噴火による火災、破裂または爆発によって生じた損害 ②地震または噴火によって生じた損壊、埋没または流失の損害 ③地震または噴火による津波、洪水その他の水災によって生じた損害について、損害の額から５万円を差し引いた残額に30%を乗じた額を対象工事の保険金額の30%の額を限度として支払います。 暫定保険金額が完成工事高総額より低いときは、損害の額から５万円を差し引いた残額に縮小割合を乗じた額、さらに暫定保険金額の完成工事高総額に対する割合を乗じた額を補償します。	×	ー	×	○	ー
	工事種別ごとの支払限度額に関する特約 POINT 〔1回の事故につき対象工事の保険金額または1000万円のいずれか低い額が限度〕	土木工事を主体とする工事のうち、補償の対象となる外構（エクステリア）工事については、１事故あたりの支払限度額が外構工事の保険金額または1000万円のいずれか低い額が限度となります。なお、外構工事について地震危険担保特約で保険金をお支払する場合は、損害の額から5万円を差し引いた残額に30%を乗じた額を対象工事ごとの保険金額の30%または1000万円のいずれか低い額を限度として支払います。 ※外構（エクステリア）工事以外の土木工事を主体とする工事は、補償の対象にはなりません。	○	ー	○	○	ー
	メンテナンス期間に関する特約 **（フル・メンテナンス）**	メンテナンス期間中に発生した、修補作業の拙劣、保険の対象の設計、材質または工場製作の欠陥およびその引渡前の工事中の施工の欠陥などに起因する不測かつ突発的な事故によって、引渡の完了した保険の対象に生じた損害を補償いたします。 ※メンテナンス期間とは、工事の目的物の引渡の時から、請負契約上の保証責任が終了するときまで（最大12ケ月）をいいます。	○	ー	×	○	ー
	風、雨等の漏入損害担保特約※ POINT	風・雨・雪・その他これらに類するもの（雪を除きます）の保険の対象または保険の対象を収容する建物内部への浸み込みまたは漏入によって保険の対象に生じた損害を補償いたします。	○	ー	○	○	ー
	特約火災重複危険免責特約	特約火災保険が契約されている場合、特約火災により支払われる保険金相当額を控除します。	○	ー	○	○	ー
総合 動産	**水災危険担保特約**	日本国内において、資材倉庫等工事現場外の建物内に保管中およびそれらの建物から各工事現場までの運送中の建築用材料が、台風、洪水、高潮、暴風雨等の水災で損害を受けた場合、補償します。	○	ー	○	○	ー

※風、雨等の漏入損害担保特約の支払限度額は対象工事の保険金額もしくは1000万円のいずれか低い額となります。
＜全コースにおける次回更新契約のお引受けについて＞
保険金請求状況等によっては、次回以降の更新のお引受けをお断りしたり、引受条件やコースに制限させていただきますので予めご了承ください。
詳細は取扱非幹事代理店にお問い合わせください。

超Tプロテクション 重要事項説明書

2025年度契約用

「超Tプロテクション（業務災害総合保険）」の重要事項説明書です。
ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。
ご加入者と被保険者（補償を受けることができる方）が異なる場合は、本内容をご加入者から被保険者にご説明ください。
ご加入いただく際は、パンフレット・加入依頼書等でご案内しております補償内容等がお客様のご希望に沿った内容となっていることをご確認ください。ご希望に沿った内容でない場合は、代理店または東京海上日動（以下「弊社」といいます）までお申し出ください。
本紙はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、約款をご参照ください。
※保険約款の内容については、東京海上日動のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp/hojin/rosai/cho-t-protection/covenant/）にてご参照いただけます。

マークのご説明　契約概要　**保険商品の内容**をご理解いただくための事項　注意喚起情報　ご契約に際してご加入者にとって不利益となる事項等、**特にご注意いただきたい事項**

契約締結前におけるご確認事項

1　商品の仕組み　契約概要

超Tプロテクション（業務災害総合保険）は、補償対象者が業務に従事中または通勤中に被った身体障害について、被保険者が法定外補償を行うこと、法律上の損害賠償責任を負担すること等によって生じる損害に対して、保険金を支払います。

［基本となる補償・特約］
基本となる補償、ご契約者のお申出により任意にご契約いただける主な特約（オプション）は次のとおりです。
（！）実際にご契約いただく補償内容は、申込書等でご確認ください。

基本となる補償
- 業務災害補償特約条項
- 追加特約条項
- 保険料に関する規定の変更特約条項

＋

主な特約
- 役員・事業主等フルタイム補償特約条項
- 従業員フルタイム補償特約条項
- 休業補償特約条項
- 疾病休業補償特約条項
- 精神障害追加補償特約条項（疾病休業補償特約条項用）
- 治療費用補償特約条項
- 法律相談費用補償特約条項（業務災害用）
- 死亡・後遺障害1～7級のみ補償特約条項（使用者賠償責任補償特約条項用）
- 死亡のみ補償特約条項（使用者賠償責任補償特約条項用）
- 疾病入院保険金定額補償特約条項
- 疾病入院医療費用補償特約条項
- 継続契約の取扱いに関する特約条項*1
- 使用者賠償責任補償特約条項
- 雇用関連賠償責任補償特約条項
- 法律相談費用補償特約条項*2（迷惑行為被害用）
- ハラスメント再発防止費用補償特約条項*2
- 三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項
- 精神障害追加補償特約条項（三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項用）
- 育児休業延長時事業継続費用補償特約条項
- 災害付帯費用補償特約条項
- 針刺し事故等による感染症危険補償特約条項
- 退職時一時金補償特約条項
- メンタルヘルス等業務上疾病対策費用補償特約条項
- 業務上疾病等不担保特約条項
- 自動車搭乗中傷害不担保特約条項
- 身元信用補償特約条項

*1 「疾病入院保険金定額補償特約条項」または「疾病入院医療費用補償特約条項」をセットするご契約に、自動セットされます。
*2 「雇用関連賠償責任補償特約条項」をセットするご契約に、自動セットされます。

［補償対象者の範囲］
■自動的に補償対象となる方
従業員*3、建設事業の下請負人（構内下請負人を含みます。）
■追加保険料をいただくことにより補償対象となる方
役員、個人事業主、政府労災特別加入者（役員（個人事業主）・海外派遣者を除く）*4、貨物自動車運送事業の下請負人（傭車運転者）*5、建設事業・貨物自動車運送事業以外の構内下請負人*6、派遣労働者
*3 記名被保険者に使用される者で賃金を支払われる者をいいます。パート・アルバイトなど雇用されている者を含みますが、雇用契約以外の委託契約による労働者や派遣労働者は含みません。
*4 労働者災害補償保険法に基づき特別加入を行っている者をいい、役員（個人事業主）または海外派遣者（労働者災害補償保険法第33条第6号または第7号に該当する者をいいます）に該当する者を除きます。
*5 自動車または軽車両による貨物の運送事業で、記名被保険者の業務に従事する方に限ります。（構内下請負人を含みます。）
*6 記名被保険者が業務のために所有もしくは使用する施設または記名被保険者が直接業務を行う現場内において、記名被保険者との契約に基づき、記名被保険者の業務に従事する方に限ります。

［疾病入院保険金定額補償特約条項および疾病入院医療費用補償特約条項の被保険者の範囲］
■従業員*7、役員*7
*7 業務災害補償特約条項の補償対象者に含まれる場合に限ります。また、従業員のうちパート・アルバイトおよび役員は、常勤*8の者に限ります。
*8 常勤とは、疾病を被った時の直前6か月における、週あたりの平均労働日数が3日以上、かつ週あたりの平均労働時間が15時間以上に該当する場合をいいます。

[身元信用補償特約条項の被保証人の範囲]

■従業員*9

＊9 業務災害補償特約条項の補償対象者に含まれる場合に限ります。

2 基本となる補償等

①基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。詳細は、約款をご参照ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡補償保険金	補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害補償保険金額の全額をお支払いします。 ※ 1事故について、補償対象者ごとに既に支払われた後遺障害補償保険金がある場合は、死亡・後遺障害補償保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	(1) 次の事由によって補償対象者が被った身体障害 a. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 b. 核燃料物質（使用済燃料を含みます）またはこれによって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用 c. 上記a. b. の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故 d. 上記b. 以外の放射線照射または放射能汚染 等 (2) 次に該当する身体障害 a. 風土病による身体障害 b. 化学物質による胆管がんまたは粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症もしくはじん肺法に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則第1条各号に規定する疾病 c. 補償対象者が次のいずれかに該当する間にその補償対象者本人が被った身体障害 (a) 法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます）を持たないで自動車等を運転している間 (b) 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 (c) 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等を使用した状態で自動車等を運転している間 d. 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」をいいます）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの 等 (3) 直接であるか間接であるかにかかわらず、次のいずれかに該当する事由に起因する身体障害 a. 石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性 b. 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する上記a. と同種の有害な特性
後遺障害補償保険金	補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害補償保険金額に4%～ 100%の割合を乗じた額をお支払いします。*1 ※ 1事故について、死亡・後遺障害補償保険金額が限度となります。 ＊1 ご契約によっては7級以上（支払割合42%～100%）に相当する後遺障害に限定してお支払いします。	
入院補償保険金	補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院補償保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、身体障害を被った日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日*2を限度とします。 ＊2 ご契約によっては30日で設定する場合があります。	
手術補償保険金	補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*3または先進医療*4に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院補償保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。 ただし、1事故について身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。 ＊3 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 ＊4 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります）。	
通院補償保険金	補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます）された場合 ▶通院補償保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、身体障害を被った日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は1事故について90日*5を限度とします。 ※ 通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 ＊5 ご契約によっては30日で設定する場合があります。	

※【身体障害が業務上疾病の場合】

各種保険金の支払要件について「、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内」の規定は適用しません。労災保険法等によって給付が決定され、補償対象者またはその遺族による被保険者に対する補償金の請求が、労災保険法等により特定された発症日または発病日が属する保険期間の終了日の翌日から起算して3年以内になされた場合等に、保険金をお支払いします。詳細は、約款をご参照ください。

※被保険者は、弊社が支払った保険金の全額を補償対象者またはその遺族に支払わなければなりません。

②主な特約 契約概要 注意喚起情報

セットできる主な特約（オプション）は次のとおりです。

特約の詳細および下表以外の特約につきましては約款をご確認ください。

※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
役員・事業主等フルタイム補償特約条項	役員・個人事業主・政府労災特別加入者（役員（個人事業主）・海外派遣者を除く）*1の傷害に該当する身体障害の補償を「業務に従事中または通勤中」から「24時間補償（業務中・業務外を問わず補償）」に変更する特約*2です。 ＊1 労働者災害補償保険法に基づき特別加入を行っている者をいい、役員（個人事業主）または海外派遣者（労働者災害補償保険法第33条第6号または第7号に該当する者をいいます。）に該当する者を除きます。 ＊2 個人事業主・政府労災特別加入者（役員（個人事業主）・海外派遣者を除く）を補償対象者とする場合、本特約のセットを必須とします。
従業員フルタイム補償特約条項	補償対象者のうち、従業員*3の傷害に該当する身体障害の補償を「業務に従事中または通勤中」から「24時間補償（業務中・業務外を問わず補償）」に変更する特約です。 ＊3 記名被保険者に使用される者で賃金を支払われる者をいいます。パート・アルバイトなど雇用されている者を含みますが、雇用契約以外の委託契約による労働者や派遣労働者は含みません。
休業補償特約条項	補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に就業不能となった場合 ▶休業補償保険金日額に免責期間（3日）を超えた就業不能期間*4 を乗じた額をお支払いします。 ＊4 てん補期間として設定した日数を限度とします。
疾病休業補償特約条項 精神障害追加補償特約条項 （疾病休業補償特約条項用）	補償対象者*5が次のいずれかの疾病*6を被り、就業不能となった場合 ① 業務外食中毒（業務に従事中または通勤中に摂取した食品が原因である場合を除く） ② 業務外症状（業務遂行に伴って発生する症状を除く） ③ 業務外疾病（①、②または身体障害もしくは精神障害に該当しない疾病） ▶疾病休業補償保険金日額に免責期間を超えた就業不能期間*7を乗じた額をお支払いします。 ※ 補償対象者が被った疾病が①または②である場合は、保険期間中に疾病を被り、疾病を被った日からその日を含めて180日以内に就業不能となった場合に限ります。 ※ 補償対象者が被った疾病が③である場合は、就業不能となった時が保険期間中である場合に限ります。また、保険期間（継続契約の場合は初年度契約の保険期間）の開始時またはこの保険契約（継続契約はこの保険契約が継続されてきた保険契約）の補償対象者となった時のうち、いずれか遅い時より前に補償対象者が被った疾病については、保険金をお支払いしません。ただし、それらのいずれか遅い時からその日を含めて1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金をお支払いします。 ※ ご契約によっては、本特約をセットすることができない場合があります。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
疾病休業補償特約条項 精神障害追加補償特約条項 （疾病休業補償特約条項用）	＊5 補償対象者とは次のいずれかの者をいいます。ただし、この保険契約の保険期間の初日時点で満65歳未満の者に限ります。また、役員（個人事業主）を業務災害補償特約条項の補償対象者の範囲に含まない場合はイ．は補償対象となりません。 ア．被保険者の使用人、イ．被保険者の役員（個人事業主） ＊6 精神障害追加補償特約条項（疾病休業補償特約条項用）を同時にセットした場合は、次の④も追加します。 ④業務外精神障害（アルコール、タバコや薬物の使用等による精神障害または業務上疾病に該当する精神障害を除く）＊8＊9 ＊7 てん補期間として設定した日数を限度とします。 ＊8 業務上疾病に該当する精神障害は休業補償特約条項にて、お支払い対象となります。 ＊9 補償対象者が被った疾病が④である場合は、保険期間中に疾病を被り、初めて入院または通院を開始した日のいずれか早い日からその日を含めて180日以内に就業不能となった場合に限り、保険金をお支払いします。
治療費用補償特約条項	補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、治療を受けた場合 ▶補償対象者が負担した次の費用に対して被保険者が支出した額をお支払いします。ただし、弊社が保険金をお支払いする費用の額は、(1)から(4)までを合算して、ご契約された保険金額を限度とします。 (1) 補償対象者が治療のために病院等に支払った費用*10 (2) 病院等の承認を得て使用された場合のベッドまたは病室の使用料*11 (3) 入院のために必要とした病院等までの交通費、医師等が必要と認めた転院のために必要とした交通費および退院のために必要とした病院等から住居までの交通費。ただし、補償対象者に係る交通費に限ります。 (4) 医師等の指示により行った治療に関わる費用、医師等の指示により購入した治療に関わる薬剤、治療材料、医療器具の費用またはその他医師等が必要と認めた費用 ※ 次のいずれかの給付等がある場合は、その額を補償対象者が負担した費用の額から差し引くものとします。 ① 公的医療保険制度を定める法令または労災保険法等の規定により補償対象者に対して行われる治療に関する給付*12 ② 補償対象者が負担した費用について第三者より支払われた損害賠償金 ③ 補償対象者が被った損害を補償するために行われたその他の給付*13 ※ お支払いの対象となるのは、補償対象者が身体障害を被った日からその日を含めて365日を経過した日の属する月の末日までの治療により負担した費用に限ります。 ※ 業務上の事由または通勤による負傷については、健康保険法に基づき、健康保険の適用対象外となります。また、業務上の負傷、疾病による休業等については、労働者災害補償保険（労災保険）の請求有無にかかわらず、労働安全衛生法に基づき、労働者死傷病報告が必要です。 ＊10 公的医療保険制度における補償対象者負担金およびその他補償対象者が病院等に支払った費用をいい、(2)の費用を除きます。 ＊11 ベッド等使用料保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額を限度とします。 ＊12 公的医療保険制度を定める法令または労災保険法等の規定により、補償対象者負担金を支払った補償対象者に対して、その支払った補償対象者負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付を含みます。 ＊13 他の保険契約等により支払われた保険金に相当する額を除きます。
災害付帯費用補償特約条項	死亡補償保険金または1～7級に相当する後遺障害補償保険金をお支払いする場合 ▶死亡や後遺障害の等級に応じて所定の保険金（定額）をお支払いします。
三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項 精神障害追加補償特約条項 （三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項用）	補償対象者*14が次の①または②の事由*15のために休業を開始し、その休業を開始した日から連続して休業した期間が31日以上となる場合 ① 補償対象者が三大疾病（がん、急性心筋梗塞または脳卒中）に罹患したこと*16 ② 補償対象者の親族への介護を行うこと*16 ▶1休業*17について、補償対象者から労役の提供を受けられないことに起因して、被保険者が事業を継続するために負担した費用のうち、社会保険料*18、代替のための求人または採用に関する費用、補償対象者の復帰に関するコンサルティング費用、補償対象者のお見舞に関する費用等*19に対して保険金をお支払いします。ただし、1休業ごとに保険金額を限度とし、かつ、保険期間を通じて、期間中支払限度額を超えないものとします。 ※ ご契約によっては、本特約をセットすることができない場合があります。 ※ 弊社が保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。 ・遡及日*20からその日を含めて90日を経過した日以前に休業を開始した場合 ・三大疾病（がん、急性心筋梗塞または脳卒中）または精神障害の初診日または発病日のいずれか早い日が、遡及日*20より前である場合 等 ＊14 補償対象者とは次のいずれかの者をいいます。ただし、役員を補償対象者の範囲に含まない場合はイ．は補償対象となりません。 ア．被保険者の使用人、イ．被保険者の役員 ＊15 精神障害追加補償特約条項（三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項用）を同時にセットした場合は、次の③の事由も追加します。 ③補償対象者が精神障害*21に罹患したこと*16 ＊16 補償対象者ごとに下表の場合に限ります ＊17 てん補期間として設定した日数を限度とします。 ＊18 健康保険法等、厚生年金保険法または介護保険に定める保険料をいいます。各社会保険料については、約款記載の所定の算式により算出します。 ＊19 補償対象者のお見舞に関する費用等一部の費用については、1休業につき、10万円を限度とします。 ＊20 遡及日は、三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項を新規にセットした保険契約の始期日が設定されます。 ＊21 アルコール、タバコや薬物の使用等による精神障害は含まれません。 ＊22 次の場合は、弊社の定める医師の診断書が取り付けられた場合とします。 ・補償対象者が加入する公的医療保険制度に傷病手当金給付の定めがない場合 ・被保険者から報酬を受けることを理由として傷病手当金の給付対象とならない場合 ＊23 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に定める介護休業をいいます。 ＊24 介護保険法第19条に定める要介護認定または要支援認定を受けた状態をいいます。

補償対象者	①または③の事由による休業	②の事由による休業
＊14 ア．	健康保険法等に定める傷病手当金の支給がなされた場合*22	介護休業*23を開始した場合
＊14 イ．	弊社の定める医師の診断書が取り付けられた場合	親族が要介護状態*24である場合

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
疾病入院保険金定額補償特約条項	被保険者が疾病によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院*25を開始した場合 ▶疾病入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、1回の入院につき、疾病入院支払限度日数を限度とします。 ※ 保険期間（継続契約の場合は初年度契約の保険期間）の開始時またはこの保険契約（継続契約の場合はこの保険契約が継続されてきた保険契約）の被保険者となった時のうち、いずれか遅い時より前に被保険者が被った疾病については保険金をお支払いしません。ただし、それらのいずれか遅い時からその日を含めて1年を経過した後に開始した入院については、保険金をお支払いします。 ※ 被保険者のアルコール依存および薬物依存により開始した入院に対しては、保険金をお支払いしません。ただし、治療を目的として医師等が用いたことによるものである場合は、保険金をお支払いします。 ※ 入院を開始した日からその日を含めて30日以内に、疾病および入院の内容等の詳細を弊社へ通知する必要があります。 ※ ご契約によっては、本特約をセットすることができない場合があります。 ＊25 医師等の治療が必要であり、自宅等での治療が困難なため、病院等*26に入り、常に医師等の管理下において治療に専念することをいい、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のためのもの、入院治療を必要としない介護を主たる目的とするもの等は含みません。 ＊26 病院または診療所をいいます。ただし、介護保険法に定める介護医療院を除きます。
疾病入院医療費用補償特約条項	被保険者が疾病を被り、次の①または②の事由が生じた場合 ① 医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院*27を開始したこと ② 保険期間中に先進医療*28もしくは患者申出療養*29を受けたこと ▶被保険者が負担した費用のうち、一部負担金、ベッドもしくは病室の使用料*30または先進医療・患者申出療養に必要とする費用等に対して保険金をお支払いします。ただし、弊社が保険金をお支払いする費用の額は、それらを合算して、1回の入院または療養につき、疾病入院医療費用保険金額または疾病先進医療等費用保険金額を限度とします。 ※保険期間（継続契約の場合は初年度契約の保険期間）の開始時またはこの保険契約（継続契約の場合はこの保険契約が継続されてきた保険契約）の被保険者となった時のうち、いずれか遅い時より前に被保険者が被った疾病については保険金をお支払いしません。ただし、それらのいずれか遅い時からその日を含めて1年を経過した後に開始した入院および受けた先進医療または患者申出療養については、保険金をお支払いします。 ※ 被保険者のアルコール依存および薬物依存により開始した入院または受けた先進医療もしくは患者申出療養に対しては、保険金をお支払いしません。ただし、治療を目的として医師等が用いたことによるものである場合は、保険金をお支払いします。 ※ 次のいずれかの給付等がある場合は、その額を被保険者が負担した費用の額から差し引くものとします（先進医療・患者申出療養に必要とする費用に対しては、③および④のみを差し引くものとします）。 ① 公的医療保険制度を定める法令の規定により支払われるべき高額療養費 ② 公的医療保険制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った被保険者に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付 ③ 被保険者が負担した費用について第三者により支払われた損害賠償金 ④ 被保険者が被った損害を補てんするために行われたその他の給付*31 ※ 入院を開始した日または先進医療もしくは患者申出療養を受けた日からその日を含めて30日以内に、疾病および入院、先進医療または患者申出療養の内容等の詳細を弊社へ通知いただく必要があります。 ※ お支払いの対象となるのは、入院を開始した日からその日を含めて365日を経過した日の属する月の末日までの入院により負担した費用に限ります。 ※ ご契約によっては、本特約をセットすることができない場合があります。 ＊27 医師等の治療が必要であり、自宅等での治療が困難なため、病院等*32に入り、常に医師等の管理下において治療に専念することをいい、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のためのもの、入院治療を必要としない介護を主たる目的とするもの等は含みません。 ＊28 公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、主務官庁が定める先進医療をいいます。ただし、先進医療ごとに主務官庁が定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限ります。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
疾病入院医療費用補償特約条項	＊29 公的医療保険制度を定める法令に規定された患者申出療養をいいます。 ＊30 ベッド等使用料保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額を限度とします。 ＊31 他の保険契約等により支払われた保険金に相当する額を除きます。 ＊32 病院または診療所をいいます。ただし、介護保険法に定める介護医療院を除きます。
使用者賠償責任補償特約条項	従業員等が業務上の事由または通勤により被った身体障害について、被保険者＊33が法律上の損害賠償責任を負担した場合 ▶ 1災害について、正味損害賠償金＊34から免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、ご契約された支払限度額を限度とします。 ＊33 被保険者とは次のいずれかの者をいいます。ただし、②および③の者は、記名被保険者が行う業務に関する限りにおいて、被保険者に含まれます。 ①記名被保険者、②記名被保険者の下請負人、③①または②が法人である場合は、その役員 ＊34「正味損害賠償金」とは、損害賠償責任額から次のア～ウの合計額を差し引いた金額をいいます。 ア．労災保険法等により給付されるべき金額 イ．自動車損害賠償責任保険等により支払われるべき金額 ウ．次の金額の合計額 ・法定外補償規定に基づき被保険者が補償対象者またはその遺族に支払うべき金額 ・法定外補償規定を定めていない場合は、業務災害総合保険により支払われる保険金のうち、補償対象者またはその遺族に支払われるべき金額 ・災害補償を目的とする保険契約または労働協約等に基づき補償対象者またはその遺族に支払われる金額によって、被保険者が法律上の損害賠償責任を免れる場合は、その金額
法律相談費用補償特約条項(業務災害用)	補償対象者が業務遂行に起因すると疑われる身体障害を被り、被保険者が負担する可能性のある責任についてあらかじめ弊社の同意を得て弁護士または司法書士に法律相談を行った場合 ▶被保険者が負担した法律相談費用に対して、法律相談費用保険金をお支払いします。ただし、使用者賠償責任補償特約条項により支払われるべき費用については、法律相談費用保険金をお支払いしません。
雇用関連賠償責任補償特約条項	日本国内において行われたセクハラ、パワハラ、マタハラ、労働条件の差別的取扱い等の侵害行為により従業員等に生じた精神的苦痛、雇用契約上の権利の侵害等について、被保険者＊35が法律上の損害賠償責任を負担した場合または被保険者＊35に対して地位確認等の請求もしくは賃金等の支払請求がなされた場合 ▶ 1請求について、法律上の損害賠償金＊36の額から免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、ご契約された支払限度額を限度とします。 ※ 使用者賠償責任補償特約条項をセットするご契約のみに本特約をセットできます(ただし、ご契約によっては、本特約をセットすることができない場合があります。)。 ＊35 被保険者とは次のいずれかの者をいいます。ただし、②および③の者は、記名被保険者が行う業務に関する限りにおいて、被保険者に含まれます。 ①記名被保険者、②記名被保険者の使用人＊37、③記名被保険者の役員＊37 ＊36 賃金の支払または不払による損害に対しては、解雇に伴う雇用契約終了後の期間に相当する不払賃金による損害(判決または審判により解雇が無効と認定されたことによって生じた賃金の支払による損害)に限り、法律上の損害賠償金として扱います。 ＊37 既に退職となった使用人および既に退任となった役員を含みます。ただし、遡及日より前に退職した使用人および退任した役員を除きます。
法律相談費用補償特約条項(迷惑行為被害用)	迷惑行為被害＊38について、被保険者があらかじめ弊社の同意を得て弁護士または司法書士に法律相談を行った場合 ▶被保険者が負担した法律相談費用に対して、迷惑行為被害法律相談費用保険金をお支払いします。 ※ 雇用関連賠償責任補償特約条項をセットするご契約に自動セットされます。 ＊38 被保険者が業務において保険事故＊39により金銭上の損害を被ることまたはそのおそれが発生したことをいい、被保険者が提供する商品・サービスの取引の相手方の債務不履行に関するものを除きます。 ＊39 日本国内において被保険者の業務が迷惑行為により妨害されることまたはそのおそれをいいます。ただし、被保険者が所有する特許権、著作権、商標権等の知的財産権が侵害されることおよび被保険者が詐欺に遭うことを除きます。
ハラスメント再発防止費用補償特約条項	日本国内において行われた次の侵害行為により従業員等に生じた精神的苦痛等について、被保険者＊40が法律上の損害賠償責任を負担し、記名被保険者があらかじめ弊社の同意を得て再発防止に向けた措置を講じた場合 ▶損害賠償請求がなされた日からその日を含めて1年以内に支出した再発防止費用に対して、1事故について、50万円を限度に保険金をお支払いします。 （1）職場において行われる性的な言動に対する補償対象者の対応によりその補償対象者に不利益を与えることまたはその性的な言動により就業環境を害すること。 （2）職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、補償対象者の就業環境を害すること。 （3）次のいずれかの事由に関する、職場において行われる補償対象者に対する言動により、その補償対象者の就業環境を害すること。 ①補償対象者の妊娠、出産または産前・産後休業等の制度または措置の利用 ②育児休業、介護休業およびその他の子の養育または家族の介護に関する制度または措置の利用 記名被保険者が、あらかじめ弊社の同意を得て迷惑行為被害＊41の再発防止に向けた措置を講じた場合 ▶迷惑行為被害＊41の発生を知った日からその日を含めて1年以内に支出した次の再発防止費用に対して、1事故について、50万円を限度に保険金をお支払いします。ただし、法律相談費用補償特約条項(迷惑行為被害用)の保険金が支払われた場合に限ります。 （1）迷惑行為被害の再発防止策に関するコンサルティング費用。ただし、法律相談費用補償特約条項(迷惑行為被害用)にて支払われる費用は除きます。 （2）マニュアル策定費用 （3）従業員教育費用 ※ 雇用関連賠償責任補償特約条項をセットするご契約に自動セットされます。 ＊40 被保険者とは次のいずれかの者をいいます。ただし、②および③の者は、記名被保険者が行う業務に関する限りにおいて、被保険者に含まれます。 ①記名被保険者、②記名被保険者の使用人＊42、③記名被保険者の役員＊42 ＊41 記名被保険者が業務において保険事故＊43により金銭上の損害を被ることまたはそのおそれが発生したことをいい、記名被保険者が提供する商品・サービスの取引の相手方の債務不履行に関するものを除きます。 ＊42 既に退職となった使用人および既に退任となった役員を含みます。ただし、遡及日より前に退職した使用人および退任した役員を除きます。 ＊43 日本国内において記名被保険者の業務が迷惑行為＊44により妨害されることまたはそのおそれをいいます。ただし、被保険者が所有する特許権、著作権、商標権等の知的財産権が侵害されることおよび記名被保険者が詐欺に遭うことを除きます。 ＊44 第三者による威力、脅迫、強要、不退去、性的な言動、偽計、虚偽の風説の流布またはこれらに類似の行為をいいます。
育児休業延長時事業継続費用補償特約条項	補償対象者＊45が育児休業の延長＊46により休業を開始し、その休業を開始した日から連続して休業した期間が90日以上となる場合 ▶ 1休業について、補償対象者から労役の提供を受けられないことに起因して、被保険者が事業を継続するために負担した費用のうち、休業期間に生じた、代替のための求人または採用に関する費用、代替者の職場環境整備に要した各種費用＊47等に対して保険金をお支払いします＊48。ただし、保険期間を通じ、50万円を限度＊49とします。 ※ ご契約によっては、本特約をセットすることができない場合があります。 ※ 弊社が保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。 ・育児休業の延長の原因となる事由が、遡及日＊50より前に発生していた場合 ・行政機関からの要請等による育児休業の延長がなされた場合 ＊45 補償対象者とは、業務災害補償特約条項における補償対象者のうち、被保険者の使用人をいいます。ただし、雇用保険の被保険者である者に限ります。 ＊46「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」第5条第3項に定める育児休業をいいます。 ＊47 代替者の職場環境整備に要した各種費用等一部の費用については、1休業ごとに、10万円を限度とします。 ＊48 補償対象者ごとに、育児休業の延長がなされた期間について、雇用保険法に定める育児休業給付金の支給がなされる場合に限ります。 ＊49 初年度契約である場合＊51は、保険金支払の対象となる費用に70%を乗じた額を上限とし、保険期間を通じ、35万円を限度とします。 ＊50 遡及日は、育児休業延長時事業継続費用補償特約条項を新規にセットした保険契約の始期日が設定されます。 ＊51 継続契約以外の育児休業延長時費用補償保険契約をいいます。
身元信用補償特約条項	日本国内において行われた被保証人の不誠実行為＊52によって被保険者が次の損害を被った場合 ① 被保険者が所有する財産が不法に領得されたことによって被るその財産についての損害 ② 被保険者以外の者が所有する財産が不法に領得されたことについて、その財産についての法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ▶損害の額から免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、ご契約された支払限度額を限度とします。 ＊52 被保証人が被保険者のために事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行う窃盗、不動産侵奪、強盗、詐欺、横領または背任行為をいいます。

③保険金額・支払限度額・免責金額の設定 契約概要

保険金額の設定については、次の点にご注意ください。詳しくは代理店または弊社までお問い合わせください。

- 実際にご契約いただくお客様の保険金額等につきましては、加入依頼書にてご確認ください。
- 保険金額などの設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。
  公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ
  (https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html) 等をご確認ください。
- 疾病入院保険金定額補償特約条項と疾病入院医療費用補償特約条項を同時に付帯する場合の、疾病入院保険金定額補償特約条項の疾病入院保険金日額は、被保険者となる従業員の平均年収等と照らして、適切な金額となるように設定してください。

■法定外補償規定を定めている場合
企業が定める法定外補償規定と同額以下で設定します（ただし、引受限度額以内での設定となります）。

■法定外補償規定を定めていない場合
引受限度額以内で、企業が法定外補償を行いたいと考える保険金額を設定します。
設定した金額は、補償対象者に対する災害補償を目的とするものとして取り扱われます。

使用者賠償責任補償特約条項については、支払限度額と免責金額を設定します。雇用関連賠償責任補償特約条項、身元信用補償特約条項については、支払限度額を設定します。

④保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

保険期間は原則1年間です。弊社の保険責任は、始期日の午後4時（ご契約者からのお申出により、申込書等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まり、満期日の午後4時に終わります。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等 契約概要 注意喚起情報

保険料は、ご契約される補償、特約、保険金額、支払限度額、免責金額(自己負担額)、業種、保険料の算出基礎数字(売上高・完成工事高等)、対象事業・事業場や過去の損害発生状況等により異なります。実際にご契約いただく保険料につきましては、加入依頼書等でご確認ください。異なる契約条件(特約や保険金額等)を選択した場合の保険料の違いにつきましては、代理店または弊社までお問い合わせください。

※保険料の算出基礎数字（売上高・完成工事高等）につきましては、公的資料または客観的資料等をご提出いただきます。保険料の払込方法はP.19をご参照ください。
※保険料はP.19記載の払込期日までに払込ください。払込みがない場合は、保険金をお支払できず、ご加入を解除させていただくことがあります。

4 満期返れい金・契約者配当金 契約概要

この保険には満期返れい金および契約者配当金はありません。

※P.27～P.31における 注意喚起情報 は、超Tプロテクション・重要事項説明書における 注意喚起情報 を指しております。

サイバーリスク保険 重要事項説明書

サイバーリスク保険の補償内容

■損害賠償責任に関する補償［サイバーリスク特別約款（賠償責任担保条項）］

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の種類・お支払い方法
次の事由について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。＊1 ＊2 ① ITユーザー行為に起因して発生した次のいずれかの事由(②および③を除きます。) a．他人の事業の休止または阻害 b．磁気的または光学的に記録された他人のデータまたはプログラムの滅失または破損(有体物の損壊を伴わずに発生したものに限ります。) c．その他の不測の事由による他人の損失の発生 ② 情報の漏えいまたはそのおそれ ③ 人格権・著作権等の侵害(②を除きます。) ＊1 保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限ります。 ＊2 日本国外で発生した上記の事由について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償対象となります。日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。	(1) お支払いの対象となる損害 ① 法律上の損害賠償金 法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※ 賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。 ② 争訟費用 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず調停・示談等も含みます。) ③ 協力費用 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用 (2) 支払限度額等 損害賠償責任に関する補償で引受保険会社がお支払いする保険金は、法律上の損害賠償金については、1億円（1請求・保険期間中ごとの設定）が限度となります。また、損害賠償責任に関する補償でお支払いするすべての保険金（本ページ記載の法律上の損害賠償金および費用)を合算して、1億円(保険期間中)が限度となります。 この保険契約においてお支払いする保険金の額は、(1)損害賠償責任に関する補償・(2)サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償でお支払いするすべての保険金を合算して、上記の支払限度額（保険期間中)が限度となります。 (3) お支払いする保険金 ① 法律上の損害賠償金 合計額から免責金額を差し引いた額に対して、保険金をお支払いします。 ②・③の費用 合計額に対して、保険金をお支払いします。

■サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償［サイバーリスク特別約款（サイバーセキュリティ事故対応費用担保条項）

保険金をお支払いする場合	お支払い方法
① サイバーセキュリティ事故対応費用(訴訟対応費用以外) P.33記載の費用（その額および使途が社会通念上、妥当であるものに限ります。）を被保険者が負担することによって生じた損害を補償します。保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故を保険期間中に発見した場合に限ります。 ※a～gについては、事故対応期間内に生じたものに限ります。aについては固有のお支払条件があります(P.34 ＊2ご参照)。 〈セキュリティ事故とは〉 上記 損害賠償責任に関する補償における「保険金をお支払いする場合」①～③の事由や、記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステム（他人のためのコンピュータシステムを除きます。）に対するサイバー攻撃をいいます。ただし、本ページ以降に記載のa．緊急対応費用およびb．サイバー攻撃対応費用については、記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステム（他人のためのコンピュータシステムを除きます。)に対するサイバー攻撃のおそれを含みます。 〈風評被害事故とは〉 セキュリティ事故に関する他人のインターネット上での投稿・書込みにより、記名被保険者の業務が妨害されることまたはそのおそれをいいます。すべての風評被害を指すわけではないので、ご注意ください。 ② 訴訟対応費用 この保険契約において保険金支払の対象となる事由に起因して提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟について、被保険者が訴訟対応費用(その額および使途が社会通念上、妥当であるものに限ります。)を負担することによって生じた損害を補償します。保険金をお支払いするのは、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合に限ります。	各費用について、損害額に縮小支払割合を乗じた金額を、「各費用固有の支払限度額」欄記載の金額を限度に保険金としてお支払いします。 ※ すべてのサイバーセキュリティ事故対応費用に対する保険金を合算して、「費用全体の支払限度額」欄記載の支払限度額が限度となります。免責金額は適用しません。 ※ この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して、損害賠償責任に関する補償の「支払限度額(保険期間中)」が限度となります。

[保険金お支払いの対象とならない主な場合]

この保険では、次の事由による損害等に対しては、保険金をお支払いできません。

※ ここでは主な場合のみを記載しています。詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

【共通】

・ 保険金の支払を行うことにより引受保険会社が次の制裁・禁止・規 制・制限を受けるおそれがある場合
　ア．国際連合の決議に基づく制裁等
　イ．欧州連合・日本国・グレートブリテン及び北アイルランド連合王国・アメリカ合衆国の貿易または経済に関する制裁等
　ウ．アまたはイ以外の制裁等
・ 次の事由
　ア．戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他これらに類似の事変または暴動
　イ．アの過程または直接的な準備として行われる国家関与型サイバー攻撃
　ウ．被害国家における次のいずれかの事項に重大な影響を及ぼす国家関与型サイバー攻撃
　　(ア)重要インフラサービスの利用、提供または維持
　　(イ)安全保障・防衛
・ 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)またはこれによって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用

【損害賠償責任に関する補償、サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償】

・ 保険契約者または被保険者の故意
・ 地震、噴火、津波、洪水、高潮
・ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
・ 保険期間の開始時より前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)は、その事由
・ 次の行為
　ア．被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた (認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行為
　イ．被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた行為のうち、被保険者が他人の営業上の権利または利益を侵害することを認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行われた行為
・ 被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
・ 他人の身体の障害
・ 他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐取。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐取に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。
・ 被保険者の業務の結果を利用して製造された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合
・ 所定の期日までに被保険者の業務が完了しないこと。ただし、次の原因によるものを除きます。
　ア．火災、破裂または爆発
　イ．急激かつ不測の事故による、記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムの損壊または機能停止
・ 特許権、営業秘密等の知的財産権の侵害。ただし、次の事由に起因する損害に対しては、この規定を適用しません。
　ア．人格権・著作権等の侵害*1
　イ．記名被保険者の業務に従事する者以外の者によって行われたサイバー攻撃により生じた情報の漏えいまたはそのおそれに起因する知的財産権の侵害
・ 記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求
・ 記名被保険者の直接の管理下にない電気、ガス、水道、熱供給、遠距離通信、電話、インターネット、電報等のインフラストラクチャーの供給停止または障害
・ 被保険者が放送業または新聞・出版・広告制作等の映像・音声・文字情報制作業を営む者として行う広告宣伝、放送または出版
・ 被保険者の暗号資産交換業の遂行に関連する事由
・ 被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、被保険者の業務の追完もしくは再履行または回収等の措置（被保険者の占有を離れた財物または被保険者の業務の結果についての回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。) のために要する費用 (追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。)
・ 被保険者が業務の結果を保証することにより加重された賠償責任およびこれに伴って生じる費用
・ 罰金、科料、過料、課徴金、制裁金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金その他これらに類するもの（被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわりません。)
・ 被保険者相互間における損害賠償請求

【損害賠償責任に関する補償】

・ 生体情報の保護または取扱いに関する国内外の法または規則等の違反またはそのおそれに起因する賠償責任。ただし、情報の漏えいまたはそのおそれに起因する損害に対しては、この規定を適用しません。
・ 記名被保険者が前払式支払手段発行者または資金移動業を営む者である場合は、次の賠償責任
　ア．電磁的方法により記録される金額等に応ずる対価を得て発行された証票等または番号・記号その他の符号の不正な操作・移動に起因する賠償責任
　イ．不正な為替取引・資金移動に起因する賠償責任

【損害賠償責任に関する補償、サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償 :ITユーザー行為に起因する事故*2固有】

・ 通常必要とされるシステムテストを実施していないソフトウェアまたはプログラムのかし

【損害賠償責任に関する補償、サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償 : 情報の漏えいまたはそのおそれの事故固有】

・ 被保険者が他人に情報を提供または情報の取扱いを委託したことが情報の漏えいにあたるとしてなされた損害賠償請求

【損害賠償責任に関する補償、サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償 : 人格権・著作権等の侵害事故*1固有】

・ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律もしくは不当景品類及び不当表示防止法またはこれらに類する外国の法令に違反する行為 またはそのおそれのある行為
・ 記名被保険者による採用、雇用または解雇
・ 記名被保険者の業務の結果の効能、効果、性能または機能等について、明示された内容との齟齬またはそれらの不足
・ 著作権、意匠権、商標権、人格権またはドメイン名の権利者に対して本来支払うべき使用料（被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわりません。)

等

*1「情報の漏えいまたはそのおそれ」を除きます。
*2「情報の漏えいまたはそのおそれ」および「人格権・著作権等の侵害」を除きます。

[被保険者について]

●記名被保険者(加入者)
●記名被保険者の役員または使用人(ただし、記名被保険者の業務に関する場合に限ります)

用語の意味

このパンフレットで使用する用語の意味は、次のとおりです。

ITユーザー行為	記名被保険者の業務における次の行為をいいます。 ア．コンピュータシステムの所有・使用・管理。ただし、他人のためのコンピュータシステムの所有・使用・管理を除きます。 イ．アのコンピュータシステムを使用して行うプログラム・データの提供（記名被保険者が所有・使用・管理するコンピュータシステムで直接処理を行った記録媒体によって提供された場合を含みます。)。ただし、プログラム・データ自体を記名被保険者の商品・サービスとして他人に提供する場合を除きます。
コンピュータシステム	情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、通信用回線、端末装置等の周辺機器、ソフトウェアおよび磁気的または光学的に記録されたデータならびにクラウド上で運用されるものを含みます。
他人のためのコンピュータシステム	記名被保険者が他人のために開発・販売・提供するコンピュータシステムをいいます。ただし、記名被保険者の広告・宣伝またはその商品・サービスの販売・利用促進のみを目的として他人に提供するアプリケーション・ウェブサイト等であって、そのすべてを無償で利用させるものを除きます。
サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為（正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含みます。）をいい、次の行為を含みます。 ア．コンピュータシステムへの不正アクセス イ．コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ウ．マルウェア等の不正なプログラムもしくはソフトウェアの送付またはインストール（他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。) エ．コンピュータシステムで管理される磁気的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為
事故対応期間	被保険者が最初にセキュリティ事故・風評被害事故を発見した時から、その翌日以降1年が経過するまでの期間をいいます。
情報の漏えい	電子データまたは記録媒体に記録された非電子データとして保有される次のいずれかの情報の漏えいをいいます。 ア．個人情報 イ．法人情報 ウ．アまたはイ以外の公表されていない情報(記名被保険者に関する情報を除きます。)
漏えい	次の事象をいいます。ただし、保険契約者または記名被保険者もしくはその役員が意図的に情報を第三者に知らせる行為を除きます。 ア．個人情報が被害者以外の第三者に知られたこと（知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。以下同様とします。) イ．法人情報が被害法人以外の第三者に知られたこと ウ．個人情報・法人情報以外の公表されていない情報が、第三者（その情報によって識別される者がいる場合は、その者を除きます。)に知られたこと。
人格権・著作権等の侵害	記名被保険者がコンピュータシステムにおいて提供するデータベース・ソフトウェア等による、文書・音声・図画等の表示または配信(記名被保険者が対価・報酬を受領して他人に提供するものを除きます。)によって生じた他人の著作権・意匠権・商標権・人格権・ドメイン名の侵害をいいます。

(1)損害賠償責任に関する補償[サイバーリスク特別約款(賠償責任担保条項)]

お支払いの対象となる損害		支払限度額
法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※ 賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。	1請求・保険期間中 1億円 免責金額(1請求) 5万円
争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず調停・示談なども含みます。)	
協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用	

(2)サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償[サイバーリスク特別約款(サイバーリスクセキュリティ事故対応費用担保条項)]

①訴訟対応費用以外の費用

費用の種類	定義	縮小支払割合	支払限度額	
			各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
a．緊急対応費用*1*2	サイバー攻撃のおそれの発生時に、損害の発生または拡大の防止のために支出した必要かつ有益な次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃が疑われる突発的な事象が発見されており、かつ、その事象に基づき対応したにもかかわらず、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合にその対応に要した費用に限ります。 ア．コンピュータシステムの遮断対応を外部委託するための費用。ただし、b．サイバー攻撃対応費用に該当するものを除きます。 イ．サイバー攻撃の有無を判断するために外部機関へ調査を依頼する費用。ただし、b．サイバー攻撃対応費用に該当するものを除きます。 ウ．サイバー攻撃のおそれの原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全にかかる費用 エ．サイバー攻撃のおそれに対応するために直接必要な次の費用 (ア)弁護士報酬(保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬を除きます。) (イ)コンサルティング費用。ただし、セキュリティ事故の再発防止に関するコンサルティング費用を除きます。	90%	1事故・保険期間中 1,000万円	1事故・保険期間中 1,000万円
b．サイバー攻撃対応費用	セキュリティ事故に対応するための次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃のおそれに基づき対応したにもかかわらず、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、そのサイバー攻撃のおそれが外部通報*3によって発見されていたときに支出する費用に限ります。 ア．コンピュータシステム遮断費用 サイバー攻撃またはそのおそれが発見されたことにより、コンピュータシステムの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用 イ．サイバー攻撃の有無確認費用 サイバー攻撃のおそれが発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するために支出する費用。ただし、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、外部機関へ調査を依頼する費用に限ります。	100%	1事故・保険期間中 1,000万円	
c．原因・被害範囲調査費用	セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全のために支出する費用をいいます。			
d．相談費用	セキュリティ事故・風評被害事故に対応するために直接必要な次の費用をいいます。*4 ア．弁護士費用 弁護士報酬（個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。)をいいます。ただし、次のものを除きます。 (ア)保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬 (イ)刑事事件に関する委任にかかる費用 (ウ)「ｆ．その他事故対応費用　コ．損害賠償請求費用」の費用 イ．コンサルティング費用 セキュリティ事故・風評被害事故発生時の対策または再発防止策に関するコンサルティング費用（個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。) ウ．風評被害拡大防止費用 風評被害事故の拡大を防止するための費用(アおよびイを除きます。)			
e．コンピュータシステム復旧費用	次の費用をいいます。*4なお、セキュリティ事故を発生させた不正行為者に対して支払う金銭等を含みません。 ア．データ等復旧費用 セキュリティ事故により消失、破壊、改ざん等の損害を受けた、記名被保険者が使用または管理するデータ・ソフトウェア・プログラム・ウェブサイトの復元・修復・再製作または再取得にかかる費用 イ．コンピュータシステム損傷時対応費用 セキュリティ事故により記名被保険者が管理するコンピュータシステムの損傷（機能停止等の使用不能を含みます。以下同様とします。)が発生した場合に要した次の費用 (ア)コンピュータシステムのうち、サーバ・コンピュータおよび端末装置等の周辺機器(移動電話等の携帯式通信機器・ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品を除きます。）ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信用回線および配線にかかる修理費用または再稼働するための点検・調整費用もしくは試運転費用	100%	1事故・保険期間中 1,000万円	

費用の種類	定義	縮小支払割合	支払限度額	
			各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
e．コンピュータシステム復旧費用	(イ)損傷したコンピュータシステムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用(敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。)ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用(付随する土地の賃借費用を含みます。)および撤去費用	100%	1事故・保険期間中 1,000万円	1事故・保険期間中 1,000万円
f．その他事故対応費用	次のアからコの費用をいいます。ただし、a～e、g、P.34②訴訟対応費用を除きます。 ア．人件費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用	100%	―	
f．その他事故対応費用	イ．交通費・宿泊費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ．通信費・コールセンター委託費用等 セキュリティ事故に対応するために直接必要な通信費もしくは詫び状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用。ただし、エに規定するものを除きます。 エ．個人情報漏えい通知費用 個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に対しその被害の発生状況等を通知するために直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは詫び状の作成に直接必要な費用 オ．社告費用 新聞・テレビ等のマスメディアを通じてセキュリティ事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用(説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます。)。ただし、社告費用以外のその他事故対応費用に該当するものを除きます。	100%	―	
f．その他事故対応費用	カ．個人情報漏えい見舞費用*4 公表等の措置*5により個人情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に、その被害者に対する謝罪のために支出する次の費用 (ア)見舞金 (イ)金券(保険契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関するものを除きます。)の購入費用 (ウ)見舞品の購入費用(保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限ります。)	100%	被害者1名につき 1,000円	
f．その他事故対応費用	キ．法人見舞費用 セキュリティ事故の被害にあった法人に対する謝罪のために支出する見舞品の購入費用(保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限ります。)。ただし、情報の漏えいまたはそのおそれの被害にあった法人に対して支出する費用については、公表等の措置*5によりその情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に支出するものに限ります。	100%	被害法人1法人につき 5万円	
f．その他事故対応費用	ク．クレジット情報モニタリング費用*4 セキュリティ事故によりクレジットカード番号等がそのクレジットカードの所有者以外の者に知られた場合に、その不正使用を監視するために支出するモニタリング費用 ケ．公的調査対応費用 セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対応するために要した次のいずれかに該当する費用 (ア)弁護士報酬(保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬および、刑事事件に関する委任にかかる費用を除きます。) (イ)通信費 (ウ)記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 (エ)コンサルティング費用*4 コ．損害賠償請求費用 記名被保険者が他人に対してセキュリティ事故に関する損害賠償請求を行うための争訟費用	100%	―	
g．再発防止費用	同種のセキュリティ事故による損害の再発防止のために支出する必要かつ有益な費用をいい、セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用・再発防止策の結果または実施状況に関する報告書の作成費用を含みます。*4 ただし、人格権・著作権等の侵害による損害の再発防止のために支出する費用、c．原因・被害範囲調査費用、d．相談費用、e．コンピュータシステム復旧費用、およびセキュリティ事故の発生の有無にかかわらず被保険者が支出する費用を除きます。	90%	1事故・保険期間中 1,000万円	

②訴訟対応費用

訴訟対応費用の定義	縮小支払割合	支払限度額	
		各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
次の費用のうち、この保険契約において保険金支払の対象となる事由に起因して被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。 ア．記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ．記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ．増設コピー機のリース費用 エ．記名被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 オ．意見書・鑑定書の作成費用 カ．相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用	100%	1請求・保険期間中 1,000万円	1事故*6・保険期間中 1,000万円

＊1 情報漏えい限定補償プランでは補償対象外です。
＊2 サイバー攻撃が疑われる突発的な事象を被保険者が最初に発見した日の翌日から30日以内、かつ、被保険者が緊急対応費用を負担する（支払が未済であっても業者に発注・依頼済みの場合を含みます。）より前に、引受保険会社（東京海上日動の緊急時ホットラインサービス（P.17ご参照）を含みます。）にその事象についてご連絡いただく必要があります。ご連絡がない場合は、その事象を最初に発見した日の翌日から30日以内に生じた費用のみ補償対象となります。
＊3 次のいずれかをいいます。
ア．公的機関(サイバー攻撃の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。)からの通報
イ．記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報・報告
＊4 引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限ります。

＊5 次のいずれかをいいます。
① 公的機関に対する届出または報告等(文書によるものに限ります。)
② 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道
③ 被害者または被害法人に対する詫び状の送付
④ 公的機関からの通報
＊6 訴訟対応費用については1請求となります。

事故の報告

●現在のご加入内容について保険金請求忘れがないか、今一度確認をお願いします。なお、本内容は2025年12月10日以降の補償内容です。それ以前の補償内容とは異なりますので、ご注意願います。
●保険金の請求にあたっては、必要となる書類・証拠をご提出いただきます。

〈建設工事保険〉

保険の対象について損害が生じたことを知ったときは、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご連絡が遅れた場合には保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。
保険金請求権には時効（3年）がありますので、ご注意ください。

〈請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険〉

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

〈超Tプロテクション(業務災害総合保険)〉

事故が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。
⑴使用者賠償責任補償特約条項、雇用関連賠償責任補償特約条項、身元信用補償特約条項において、示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金等を支払われた場合は、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
⑵保険金のご請求にあたっては、次の書類をご提出いただきます（その他事故の様態に応じて必要な書類をご提出いただく場合があります）。
・ 保険金請求書
・ 加入者証
・ 身体障害を被った者が補償対象者であることを確認できる書類
・ 当会社の定める身体障害状況報告書
・ 業務に従事中に被った身体障害であることを確認できる書類
・ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
・ 死亡診断書または死体検案書
・ 後遺障害もしくは身体障害の程度、治療内容および治療期間等を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI 等の各種検査資料、領収書および診療報酬明細書　　等
・ 入院日数または通院日数を記載した病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設もしくは介護医療院の証明書類
・ 被保険者の印鑑証明書
・ 補償対象者の戸籍謄本
・ 当会社が補償対象者の症状・治療内容等について医師等に照会し説明を求めることについての同意書
・ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
・ 労災保険法等の給付請求書（写）（労災保険法等によって給付が決定されることが保険金支払要件である場合）
・ 労災保険法等の支給決定通知書（写）（労災保険法等によって給付が決定されることが保険金支払要件である場合）
・ 補償対象者が政府労災特別加入者（役員（個人事業主）・海外派遣者を除く）の場合は、労働者災害補償保険法に基づき特別加入を行っていることが確認できる書類
・ 補償対象者またはその遺族が保険金の請求内容について了知していることが確認できる書類
・ 保険金受領についての確認書
・ 被保険者が費用を負担することまたは支払ったことおよびその金額を証明する書類
・ 弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
・ その他約款に定める書類
⑶保険金請求権には、時効（3 年）がありますのでご注意ください。

〈サイバーリスク保険〉

【サイバーセキュリティ事故対応費用(訴訟対応費用、緊急対応費用を除く)】
ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要となります。
保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。
【緊急対応費用】
サイバー攻撃が疑われる突発的な事象を被保険者が最初に発見した日の翌日から30日以内、かつ、被保険者が緊急対応費用を負担する(支払が未済であっても業者に発注・依頼済みの場合を含みます。)より前に、引受保険会社(東京海上日動の緊急時ホットラインサービスを含みます。）にその事象の発生についてご連絡ください。ご連絡がない場合は、その事象を最初に発見した日の翌日から30日以内に生じた費用のみ補償対象となります。なお、保険金請求にあたってはサイバー攻撃が疑われる突発的な事象の発生を客観的に示す情報のご提出が必要となります。
【上記以外】
ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要となります。
保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。
【保険金請求の際のご注意】
請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険および超Tプロテクション（業務災害総合保険）の使用者賠償責任補償特約条項、雇用関連賠償責任補償特約条項、身元信用補償特約条項およびサイバーリスク保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます）について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。
被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。
このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。
①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

〈動産総合保険〉

この保険で補償される事故が生じた場合は遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。

●保険金請求に必要な書類
保険金請求にあたっては、引受保険会社所定の書類を提出していただきますので、ご不明な点は取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

●保険の対象が盗取された場合は、遅滞なく所轄警察署に届けてください。
保険金請求権については時効（３年）があります。ご注意ください。

〈請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・動産総合保険・超Tプロテクション（業務災害総合保険）・サイバーリスク保険共通〉

【他の保険契約等がある場合】

この保険契約と重複する保険契約や共済契約（以下「他の保険契約等」といいます）がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。なお、付帯する特約により上記規定の対象外となる場合がございます。詳細は保険契約者に手交している約款をご確認ください。

団体割引に関するご注意

〈超Tプロテクション（業務災害総合保険）〉

記名被保険者数（=事業者数）の合計が50を下回った場合には、保険料の引き上げまたは保険金額の引き下げ等の変更をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

〈建設工事保険、請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険、動産総合保険・サイバーリスク保険〉

建設工事保険、請負業者賠償責任保険･生産物賠償責任保険、動産総合保険、サイバーリスク保険については団体割引適用の対象外です。

ご加入の際のご注意

①告知義務（ご加入時に代理店または引受保険会社に重要な事項を申し出ていただく義務）：
加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。（引受保険会社の代理店には告知受領権があります）

②ご契約内容および事故報告内容の確認について：損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明の点は、保険会社までご照会ください。

③補償の重複に関するご注意
補償内容が同様の保険契約（特約条項や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にある場合は､補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額・保険金額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

ご加入後のご注意

①通知義務（ご加入後に契約内容のうち重要な事項について変更が生じた場合に引受保険会社に連絡していただく義務）：
（請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険）ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
（動産総合保険）ご加入の後、加入依頼書等に☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
（建設工事保険）ご加入後に次に掲げる事項（通知事項）に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご契約の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってはご契約を解除することがあります。
（1）工事を追加、変更、中断、再開または放棄すること。
（2）設計、仕様または施工方法の重要な変更を行うこと。
（3）（1）および（2）までのほか、危険が著しく増加すること。
（4）（1）（2）（3）までのほか、加入依頼書その他の書類の記載事項のうち☆が付された事項に変更を生じさせる事実が発生すること。
（超Tプロテクション（業務災害総合保険））ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご契約の代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合は、加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合は、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
（サイバーリスク保険）ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。

②ご加入内容の確認･保管：加入者証は加入内容を確認する大切なものです。加入者証が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認くださいますようお願いいたします。
また、加入者証が到着するまでの間、加入依頼書控等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点があれば、ご加入の代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

③ご加入後の変更：ご加入後、ご加入内容変更を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、ご加入の代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念の為、連絡先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

④ご加入を解約される場合は、ご加入の代理店または引受保険会社までご連絡のうえ、書面でのお手続きが必要です。
・ご加入内容および解約の条件によっては、引受保険会社の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
・返還される保険料があっても、払込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となります。
・（超Tプロテクションのみ）疾病入院保険金定額補償特約条項および疾病入院医療費用補償特約条項については、被保険者（保険の対象となる方）からのお申出により、その被保険者に係る補償を解約できます。手続きの詳細については、ご契約の代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、本内容については、被保険者となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

注意事項

1. 完工高総額、年間売上高等に虚偽の申告があった場合には保険金をお支払いできない場合や保険金を削減してお支払いする場合があります。
2. 建設工事保険（充実・基本・限定Ⅱ）および請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険（充実・基本・限定Ⅰ・流通店コース）では、貴社の下請負人となる全ての工事業者（請負業者賠償責任保険においては、貴社の仕事に従事している間に限ります）も被保険者（保険の補償を受けられる方）となります。
3. 充実・基本・限定Ⅱコースの建設工事保険で対象としている工事は、住宅・ビル等の建築（増築・改築・改装・改修・リフォーム工事を含みます）工事です。充実・基本・限定Ⅰ・流通店コースの賠償責任保険で対象としている工事は、ビル・住宅等の建築工事（増築・改築・改装・改修・リフォーム工事を含みます）です。ただし、道路工事等土木工事を主体とする工事や解体を主体とする工事等は対象に含まれず、また、雪下ろし作業中の事故は対象外です。
4. 充実・基本・限定Ⅱ・コースの建設工事保険で保険金額（ご契約金額）が一定金額を超えるご契約等につきましては、「テロ危険不担保特約条項」を付帯してお引き受けすることとなります。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。
5. Good Living 友の会を休会されたビルダー様は再入会の手続きが必要になります。
6. この保険契約はGood Living 友の会を保険契約者とし､Good Living 友の会会員等を被保険者とする建設工事保険、水災危険担保特約付動産総合保険、請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、超Tプロテクション（業務災害総合保険）、サイバーリスク保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等はGood Living 友の会が有します。
7. 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接締結されたものとなります。
8. このパンフレットは建設工事保険、水災危険担保特約付動産総合保険、請負業者賠償責任保険（Good Living 友の会用包括契約特約等付帯）、生産物賠償責任保険（Good Living 友の会用包括契約特約等付帯）、超Tプロテクション（業務災害総合保険）、サイバーリスク保険の概要についてご説明したものです。超Tプロテクション（業務災害総合保険）のご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、福利厚生プランの詳細については「超Tプロテクション（業務災害総合保険）の約款（業務災害総合保険普通保険約款、特約条項）」をご用意しておりますので、必要に応じて、取扱非幹事代理店にご請求ください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明な点がありましたら取扱非幹事代理店または引受保険会社にお問い合わせください。また、ご加入者と被保険者が異なる場合には、このパンフレット等の内容を被保険者（複数の場合には全員）にご説明ください。

◆もし事故が起きたときは
①事故の通知：事故が発生した場合には、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。
②保険金請求権には、時効（3 年）がありますのでご注意ください。
③身体障害を被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、身体障害の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
④賠償事故の場合：保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんので、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、被保険者ご自身が引受保険会社の担当部署からの助言に基づき被害者の方と示談交渉を進めていただくこととなります。ただし、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に引受保険会社にご相談ください。引受保険会社の承認がない場合、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

◆保険会社破綻時の取扱い
引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が 20 人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限ります））またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として 80%（破綻保険会社の支払停止から 3 ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については 100%）まで補償されます。詳細については、取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。
※保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

◆個人情報の取扱い
保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。
東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用･提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、ご加入者の保険金請求情報等（過去の情報を含みます）をご契約に対して提供すること
詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社ホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）をご参照ください。

◆ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について
・ご契約者や被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。
・その他、約款に基づき、ご契約が取消し・無効・解除となる場合があります。
保険内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット記載の連絡先にて承ります。

一般社団法人　日本損害保険協会　そんぽＡＤＲセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険株式会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
東京海上日動火災保険株式会社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。（https://www.sonpo.or.jp/）

ナビダイヤル **0570-022-808**<通話料有料>
IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日午前9時15分～午後5時
（土･日･祝日･年末年始はお休みとさせていただきます）

過去に保険金をお支払いした事故例

※賠償責任保険において示談に際しては事前に引受保険会社の同意が必要です。また、保険金のお支払いは事故ごとにその状況等に応じて個別に判断されるものですので、全てのケースで下記同様のお支払い内容となるものではない点をご了承ください。

保険種類	事故内容	損害額
生産物賠償責任	マンション4階の浴室ユニットバスから漏水があり、階下住居の家財及び内装が濡汚損した。噴流装置交換のアフターサービスの際、追いだき金具を締めすぎたため、その圧力により金具が破壊したもの。被保険者は対物賠償金として、家財損害額と内装復旧費を支払うことで示談した。	約100万円
生産物賠償責任	住宅の瓦工事完了引渡し2ヶ月後、施工不良が原因で雨漏りが発生した。漏損を被った天井、内壁、和室の床等、廊下の修復工事を行うことで示談した。	約140万円
生産物賠償責任	被保険者が竣工し引き渡した6階建事務所・店舗の1階～4階部分に漏水が発生し、建物内装が汚損するとともに、商品の呉服及び和装小物に濡れ汚損の被害が発生した。被保険者(施工業者)の給排水管の施工ミスが原因であり、対物賠償金として、内装修理費・商品損害額を支払うことで示談した。	約2,000万円
請負業者賠償責任	建物の吹付工事中、通常養生を行っていたにもかかわらず、シートの隙間から吹付材が飛散して駐車車両に付着し、車両が60数台汚損した。対物賠償金として修理費を認定し、示談した。	約800万円
請負業者賠償責任	住宅の増改築中、被保険者作業員がつまずいて工具を落としたため、1階にいた被害者（居住者：女性、59歳）の頭をかすめ顔面に裂傷を負わせた。また被害者は落下物を避けようとして腰をひねり腰椎捻挫を負った。被保険者は対人賠償金として、治療費・慰謝料を支払うことで示談した。	約160万円
請負業者賠償責任	工事業者が設置した仮設仮囲に取り付けてあった建築現場の表示看板の固定に不備があり前面道路に張り出してしまい、前面道路をバイクで通行中の被害者がそれを避けようとしてバイクごと転倒し、胸部、左膝、左中指に傷害を受けた。	約120万円
請負業者賠償責任	住宅2階改修工事において、1階玄関ホールを養生するため、玄関ホールに敷いていた絨毯を建物の外に搬出する際、ホールに置いてあった陶磁器(美術工芸品)の壺を倒して破壊させた。	約1,000万円
請負業者賠償責任	住宅建替えのためにモルタル2階建の家屋を解体中、モルタルを落下させてしまい子供2人を乗せて母親が運転していた自転車に激突。自転車を運転していた母親が脳挫傷等の重傷を負った。医療費、慰謝料を払うことで示談。	約1,200万円
建設工事	増築工事現場において、強風のため増築したトタン屋根が飛ばされ補修工事が必要となった。	約650万円
建設工事	ビル新築工事現場において、施工済のCTVケーブルが盗難にあった。事故当時は内装とガラスの取付、外構、および仕上げ工事を残すだけで、建物の設備工事は終了していた。建物の周囲には仮囲いが施されていたが、何者かが建物内に侵入し、1階から9階までの主幹ケーブルを盗取したもの。	約350万円
建設工事	ビル建設工事中、2～8階までの窓ガラスに錐で突いたようなキズが無数に発生しているのが発見された。原因はサッシの組み込みを行う際に使用した溶接の火花が落下して、傷付けたものと判明。現場真下の窓ガラスは養生していたが、それより下の窓ガラスは室内を明るくするために養生シートを外していた。損傷した165枚のガラスの入れ替えを要した。	約250万円
建設工事	社屋新築工事において、1階エントランス吹き抜け部分の壁と土間コンクリートの隙間をコーキングするため、床の凍結部分をガスバーナーで解凍中、外壁に施工していた断熱材の発泡ウレタンに引火し吹き抜け部分の1・2・3階までの梁、壁、最上階スラブの発泡ウレタンが炎上した。	約3,000万円
建設工事	自動車ボデー工場の増築工事現場において、台風の強風により損傷を被った。倒壊した足場等の撤去を施し、新規の足場、仮間仕切などの組立、設置を要して修復にあたった。	約2,700万円
建設工事	養護老人ホームの新築現場において、ウレタン張り断熱材の内装工事中、作業員が特殊浴室内の壁にウレタンを張り、余った先端部分をガスバーナーを使って取り除く作業をしていたところ、張っていたウレタンに引火。天井や内壁のウレタン全体に火が回り黒煙が吹き出した。	約5,000万円

新規ご加入者様向け　コース選択フローチャート

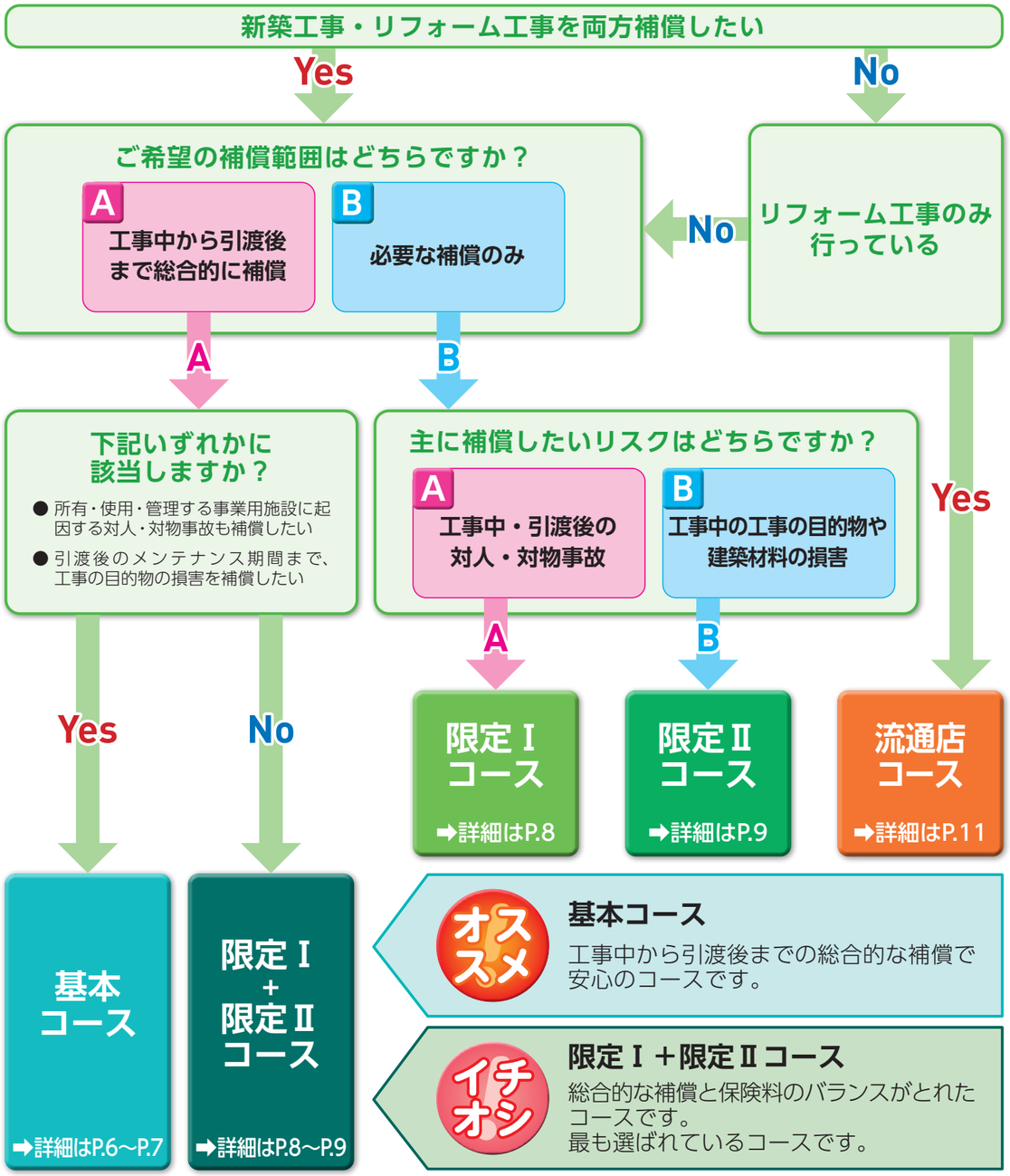

株式会社 LIXIL

■ 連絡先

＜幹事代理店＞
株式会社LIXIL LIXIL保険サポート
〒141-0033　東京都品川区西品川1－1－1　大崎ガーデンタワー24階
TEL 050-1791-1864　FAX 03-6880-5904
受付時間／9:00～12:00　13:00～17:00

＜保険会社＞**東京海上日動火災保険株式会社**
建設産業営業部営業第一課(事務幹事)
東京都千代田区大手町1－5－1
TEL 03-5223-3229
受付時間／9:00～17:00

この保険の取扱いは幹事代理店の株式会社LIXIL LIXIL保険サポートですが、募集、補償内容のご説明、事故の連絡・各種お問い合わせは取扱非幹事代理店が担当します。代理店所属　東京海上日動の連絡先については、パンフレット表紙を参照ください。
なお、代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。

引受保険会社：**東京海上日動火災保険株式会社**

「グッドリビング友の会工事保険」新規加入説明依頼書

WEBからお問い合わせの場合

Web申込 https://mpage.biz-lixil.com/con_insurance01.html

ま た は

FAXからお問い合わせの場合

年　　月　　日

様　（TEL　　）

Good Living 友の会事務局　保険担当

下記のとおり依頼します。

① 依頼事項　□ 加入手続　□ 内容説明(訪問)　□ 内容説明(TEL)　□ 保険料見積り

② 会社名	フリガナ	③ ご担当	フリガナ 様
④ 住　所	〒		
⑤ TEL		⑥ FAX	
⑦ 携　帯	※携帯電話へのご連絡を希望されない場合は記入しないでください。		
⑧ Good Living 友の会 会　員	・Good Living 友の会　会員番号	・Good Living 友の会未加入	
⑨ 訪　問 希望日	第1希望　月　日　時頃		
	第2希望　月　日　時頃		
	※希望日は日程調整のため「依頼日＋1週間程度」を目安としてください。		
⑩ お取引 LIXIL 営業所		⑪ LIXIL 担当営業 氏名	
⑫ 完工 高総額		⑬ 年間 売上高	

※LIXIL 担当営業氏名等が不明の場合は空欄で結構です。

■新規加入説明依頼書の送付先及び新規案件に関するお問い合わせ先

株式会社 LIXIL　Good Living 友の会事務局

FAX：03-6880-5904

当社は、お客様から提供いただいた個人情報について、ホームページ記載の「プライバシーポリシー」(https://www.lixil.co.jp/privacy/)に則って取り扱います。ご不明な点は上記までお問い合わせください。

E14-86500(5) 改定 202507

TK0016